

第8期 西桂町  
高齢者保健福祉計画  
介護保険事業計画  
(第2期西桂町介護給付適正化計画)

令和3年(2021年)3月  
西 桂 町



# 目次

---

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定方法.....	4
5 介護保険制度の改正.....	5
<b>第2章 高齢者を取り巻く西桂町の現状</b> .....	<b>7</b>
1 西桂町の概況.....	7
2 統計データからみられる状況.....	7
3 アンケート結果からみられる状況.....	14
4 日常生活圏域の設定.....	30
5 将来推計.....	31
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>34</b>
1 計画の基本理念.....	34
2 計画の基本目標.....	35
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>36</b>
基本目標Ⅰ 心身ともに健やかに、いきいきと暮らせるまちづくり.....	36
1 生活習慣病予防の推進.....	36
2 積極的な社会参加の推進.....	38
3 高齢者の雇用・就労支援の充実.....	40
基本目標Ⅱ みんなで支えあい、安心して暮らせるまちづくり.....	41
1 安心・安全なまちづくりの実現.....	41
2 すべての人が住みやすい生活環境の整備.....	43
基本目標Ⅲ 住み慣れた地域で、安心して介護が受けられるまちづくり.....	44
1 地域包括ケアシステムの深化と推進.....	44
2 介護予防の推進・日常生活支援総合事業の推進.....	48
3 認知症対策と権利擁護の推進.....	51
4 生活支援サービスの充実.....	55
5 介護サービス（予防給付・介護給付）の推進.....	57
6 高齢者の住まいの確保.....	68
7 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進.....	69
■サービス見込み量.....	70

<b>第5章 介護保険事業費の算定</b> .....	<b>72</b>
1 介護保険給付費の見込み.....	72
2 標準給付費および地域支援事業費の見込み.....	74
3 第1号被保険者の保険料の推計.....	77
<b>第6章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>82</b>
1 情報提供体制の強化.....	82
2 関係各課・関係機関との連携.....	82
3 地域との連携.....	82
4 県及び近隣自治体との連携.....	82
5 計画の進行管理.....	82
<b>第7章 第2期西桂町介護給付適正化計画</b> .....	<b>83</b>
1 計画策定の背景.....	83
2 第2期西桂町介護給付適正化計画の実施状況.....	83
3 「第2期介護給付適正化計画」の位置づけ.....	84
4 「第2期介護給付適正化計画」の期間.....	84
5 適正化事業の実施目標.....	85
<b>資料編</b> .....	<b>95</b>
1 西桂町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画懇話会設置要綱.....	95

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

総人口が減少に転じる中、我が国では世界的にも例を見ない速さで高齢化が進行しており、令和元年（2019年）10月1日現在で高齢化率は28.4%と、過去最高の水準となっています。今後の将来推計においても、団塊の世代が75歳以上となり、令和22年（2040年）には団塊ジュニアが65歳以上、高齢者人口の増加に加え、介護が必要となるリスクの高い85歳以上の高齢者の増加が予想されています。令和24年（2042年）を境に高齢者人口は減少に転じる見込みですが、総人口が減少する割合の方が大きいため、高齢化率は上昇し続け、令和47年（2065年）には38.4%に達して、国民の約2.6人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計されています。

当町においても高齢化率は上昇傾向にあり、今後は現役世代の急激な減少と、医療や介護のニーズが高まる後期高齢者の増加が予測されています。

このような中、高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を安心して続けるためには、医療や介護、生活支援等のサービスが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を、より計画的に推進する必要があります。

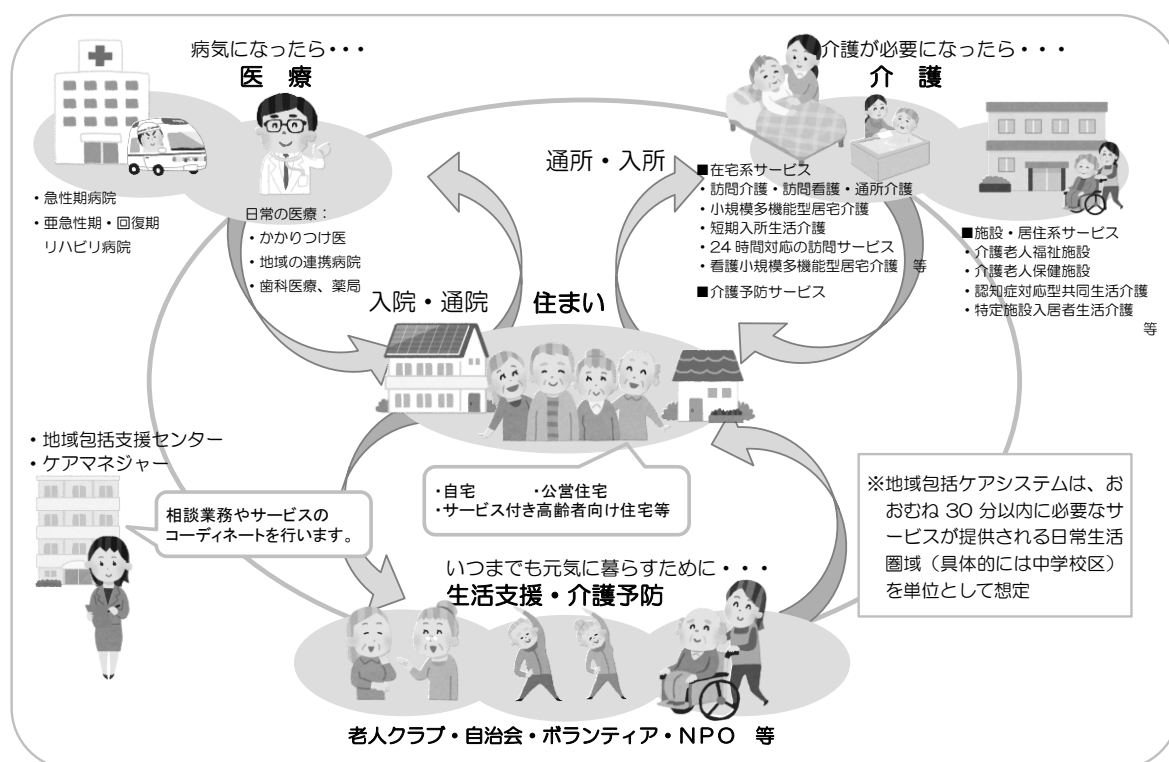
当町では、平成30年（2018年）3月に策定した「第7期 西桂町 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に沿って、高齢者施策や介護保険の運営を推進してきました。この度、この計画が最終年度を迎えることや制度改正が行われたこと、さらには新型コロナウイルスの影響によって、高齢者保健福祉や介護保険制度にかかるサービスや事業についても新たな対応が求められていること等を踏まえ、高齢者施策のさらなる充実と介護保険事業の適正運用を図るために、令和3年度から令和5年度までの3か年の新たな計画として「第8期 西桂町 高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

## 「地域包括ケアシステム」とは・・・

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、“介護”、“医療”、“介護予防”、“生活支援”、“住まい”が包括的に確保される支援体制システムのことです。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。

### 【地域包括ケアシステム（イメージ）】



## 2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく「高齢者福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」に位置づけられます。

「高齢者福祉計画」は、高齢者の生きがいづくりや社会参加、高齢者福祉サービスの提供、安心・安全に暮らすことができる環境づくりなど、高齢者施策分野の目標を示すとともに、その実現に向けて取り組むべき施策を盛り込んだ計画です。

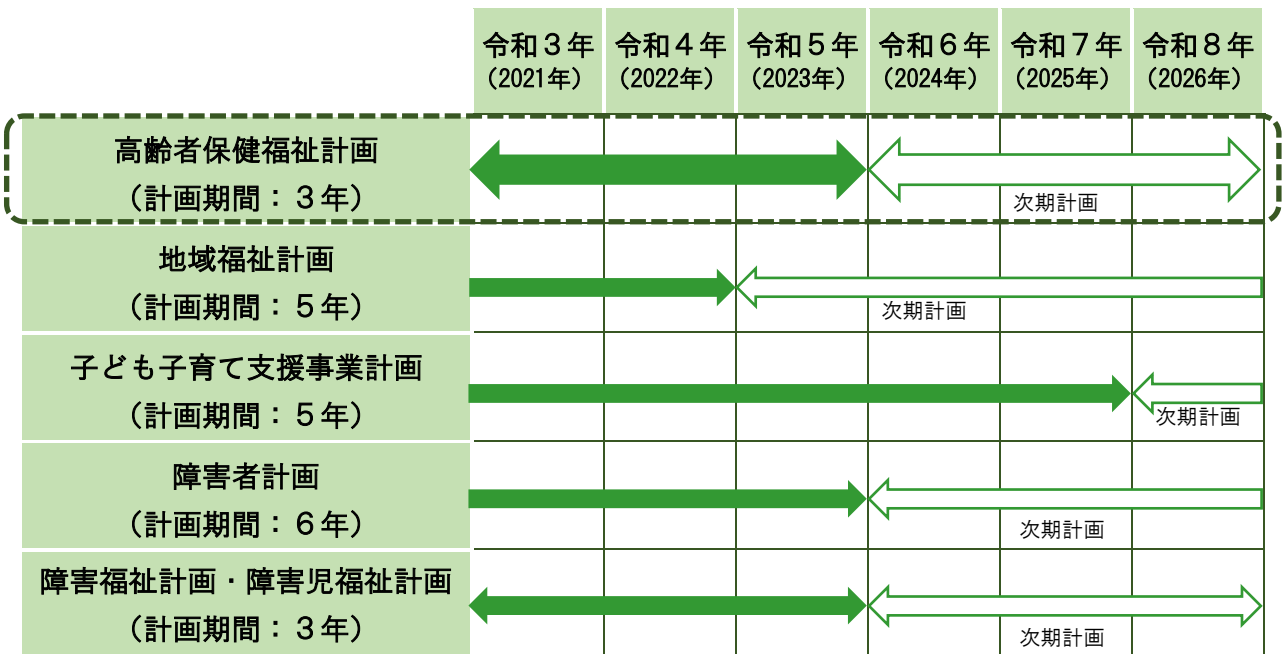
「介護保険事業計画」は、要介護・要支援者等の人数を踏まえ、介護保険サービスの種類別の利用量の見込み、介護施設等の必要定員総数、地域支援事業量の見込み等のほか、第1号被保険者の保険料や介護保険サービスを確保するための方策を定めるものであり、介護保険給付の円滑な実施に向けた取組内容を定める計画です。

また、本計画は西桂町第6次長期総合計画の施策体系「支え合い、いきいきと暮らせるまち」に対応しており、高齢者保健福祉及び介護保険分野の分野別計画として策定するものです。

## 3 計画の期間

本計画は、介護保険法第117条第1項に基づき、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間の計画として定めませんが、団塊世代全てが75歳以上の後期高齢者になる令和7年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年まで見据えて、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた取組等をさらに推進していくための計画となります。

なお、計画期間内においても、高齢者を取り巻く環境が大きく変化した場合には、必要に応じて計画の見直しを行い、常に実効性のある計画となるよう努めます。



## 4 計画の策定方法

### (1) アンケート調査の実施

当町に居住する高齢者等の実情等を把握し、新たな高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定するための基礎資料として、65歳以上の一般高齢者（要支援・要介護認定を受けていない方）、要支援・要介護認定者、40歳から64歳の第2号被保険者を対象としたアンケート調査を実施しました。

※調査結果については14ページ以降 参照

- 《調査対象》 ①一般高齢者 : 65歳以上の町民  
②要支援・要介護認定者 : 町内に在住する在宅の要支援・要介護認定者  
③第2号被保険者 : 40歳から64歳の町民

《調査方法》 郵送配布・郵送回収

《調査期間》 令和2年（2020年）1月29日（水）～令和2年（2020年）2月12日（水）

《回収状況》

	対象者数	有効回収数	有効回収率
①一般高齢者	600	392	65.3%
②要支援・要介護認定者	153	72	47.1%
③第2号被保険者	600	289	48.2%

※有効回収数は白票などの無効票を除いた数

### (2) 策定委員会

高齢者福祉に関わる関係団体等から構成される「西桂町第8期西桂町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画の策定及び高齢者福祉に関する施策の推進について協議し、その提言を計画に反映させています。

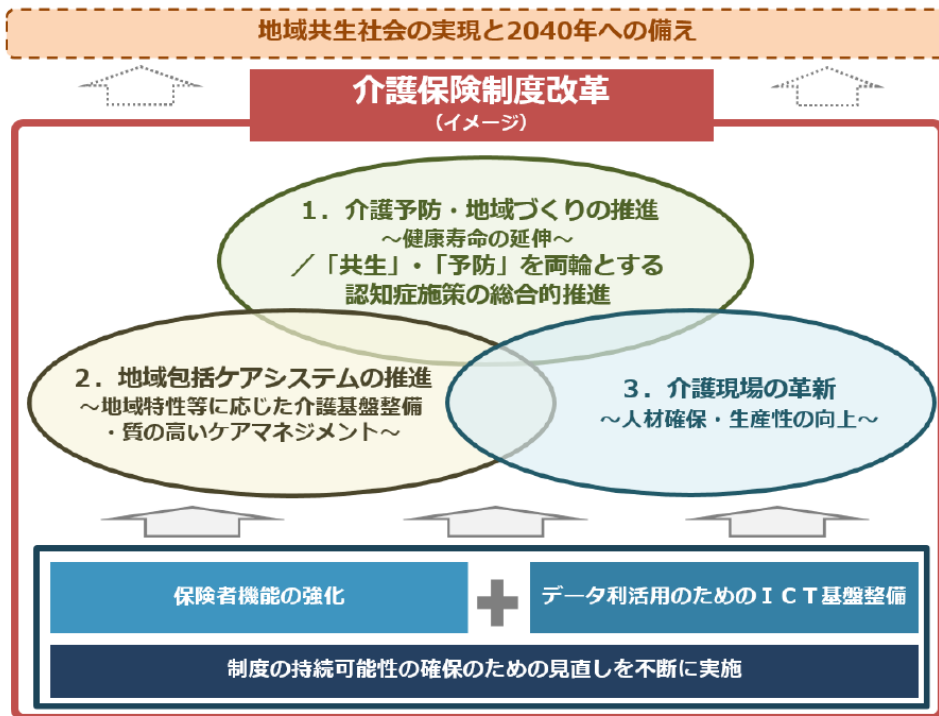


## 5 介護保険制度の改正

国の社会保障審議会介護保険部会（令和元年12月27日）では、「地域共生社会」の実現に向け、以下の3つの観点による介護保険制度の見直しと、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備を合わせて一体的な改革を求めており、その推進のために重要な取組を介護保険制度の見直しの意見として提示しています。

- (1) 介護予防・地域づくりの推進（健康寿命の延伸）／「共生」と「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進
- (2) 地域包括ケアシステムの推進（地域特性等に応じた介護基盤整備、質の高いケアマネジメント）
- (3) 介護現場の革新（人材確保、生産性の向上）

【参考：介護保険制度改革の全体像】



資料：社会保障審議会介護保険部会（令和元年12月27日）資料）

### ●上記の改革に係る重要な取組等に関する提示

#### I 令和7年（2025年）・令和22年（2040年）を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- ・令和7年（2025年）・令和22年（2040年）に向け、地域により高齢化の状況、介護需要が異なることが想定されます。
- ・介護需要の大きな傾向を把握した上で、サービス整備の絶対量、期間を勘案することが重要です。
- ・介護需要が成熟化する場合も、介護需要の見込みにあわせて過不足ないサービス基盤の整備や都道府県等とも連携して広域的な整備を進めることが必要です。

## II 地域共生社会の実現

- ・地域共生社会の理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組が重要です。

## III 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- ・高齢者等が社会で役割を持ち活躍できる多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要であり、介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図ることが求められます。

## IV 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- ・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための「自宅」と「介護施設」の中間に位置する住宅や、生活面で困難を抱える高齢者への住まいと生活支援を一体的に提供する取組が進み、その質の確保や、適切にサービス基盤整備することが求められています。

## V 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

- ・認知症施策推進大綱に基づき「共生」と「予防」を車の両輪とした5つの柱に基づく認知症施策を進めます。

### ◆ 認知症施策推進大綱の5つの柱

1. 普及啓発・本人発信支援
2. 予防
3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
5. 研究開発・産業促進・国際展開

## 6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- ・2025年以降は現役世代の減少により、介護人材の確保がより深刻になるため、人材確保を都道府県と市町村が連携し、計画的に進める必要があります。

## 7 災害や感染症対策に係る体制整備

- ・日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要です。
- ・日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要です。
- ・近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載します。

## 第2章 高齢者を取り巻く西桂町の現状

### 1 西桂町の概況

当町は、山梨県の南東、南都留郡のほぼ中央部にあり、北と東は都留市、南は富士吉田市、西は富士河口湖町とそれぞれ境を接し、東京都心からほぼ100km圏内に位置しています。総人口はおよそ4,200人で、総面積は15.22km<sup>2</sup>、うち約80%が山林で、国立公園三ツ峠、倉見山など急峻な山々に囲まれています。集落や耕地は桂川とその他中小河川の流域沿いに形成されていますが、その平地部でも標高600m以上であるため、例年、年平均気温10℃前後、年間降雨量1,500mm位の内地型内陸性気候の特徴を見せています。

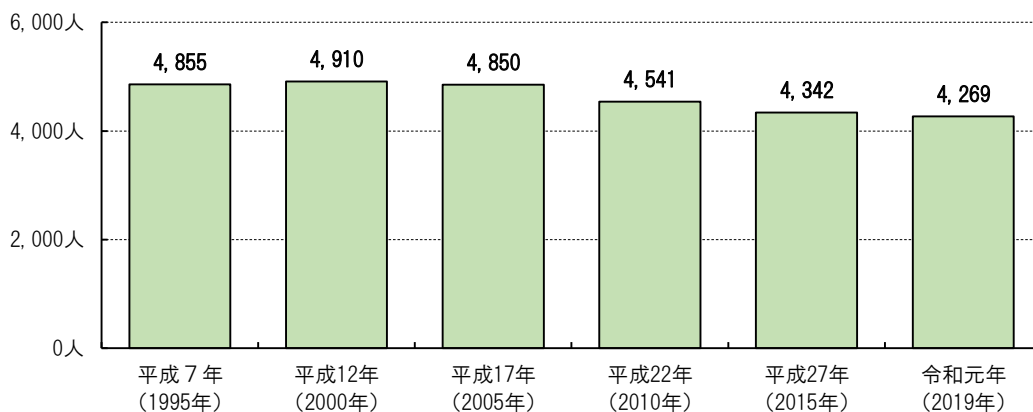
町域の平坦部を中央自動車道及び国道139号と富士急行線が南北に縦断しているため、首都圏や甲府盆地からのアクセスも最良で、1,000年の歴史をもつ「甲州織り」、大自然から湧出する「ミネラルウォーター」、そして、「三ツ峠ハイキング」のコース沿いには、「桜並木」「憩いの森」「三ツ峠さくら公園」などがあるほか、テニスコートや「三ツ峠フットサル場」、すこやか交流館「アーク」・ログハウス・体験工房・バーベキュー施設の整った「三ツ峠グリーンセンター」など、観光客にも満足してもらえる産品、自然・レジャー施設などが揃っています。

### 2 統計データからみられる状況

#### (1) 人口構造

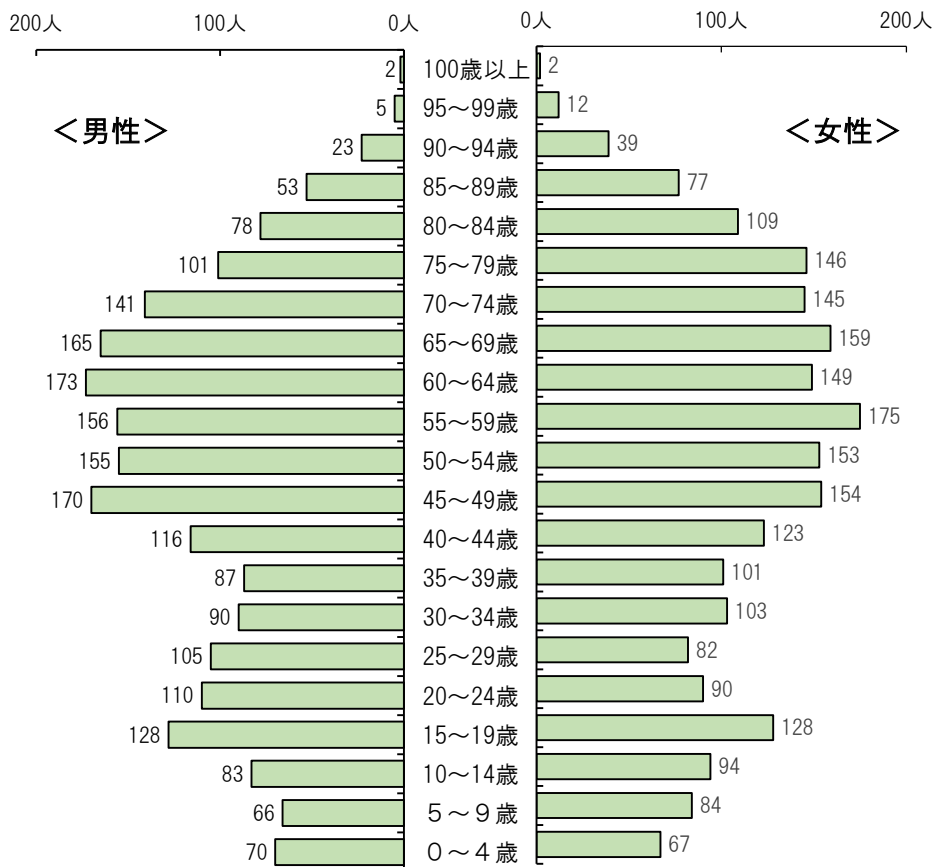
当町の人口は、平成12年（2000年）をピークに減少傾向となっており、令和元年（2019年）には4,269人となっています。

#### < 西桂町の人口の推移 >



資料：国勢調査、令和元年（2019年）のみ住民基本台帳（令和2年1月1日現在）

## ＜ 人口ピラミッド (2019年) ＞

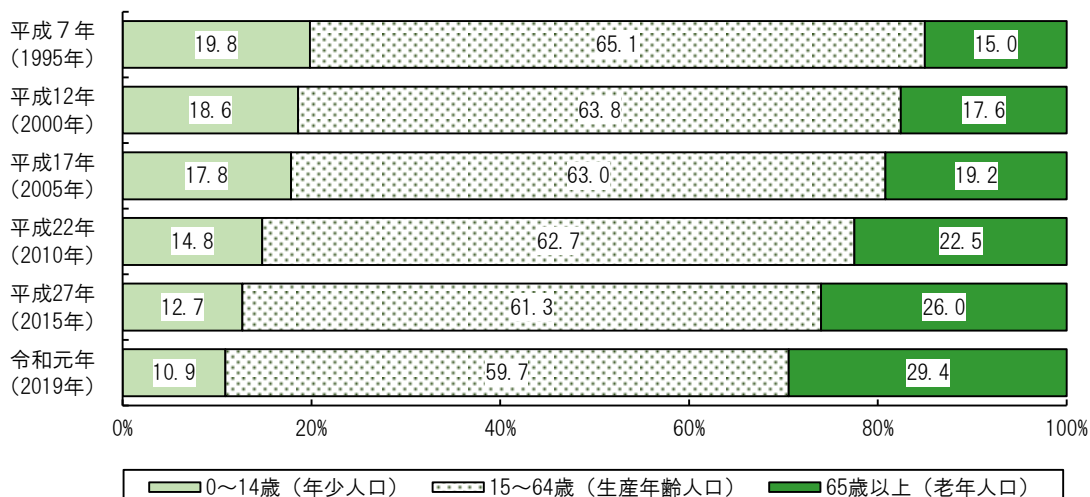


資料：住民基本台帳（令和2年1月1日現在）

### （２）年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別の人口をみると、平成7年（1995年）以降、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向となっているのに対し、65歳以上の高齢者人口の割合は年々増加しており、令和元年（2019年）には29.4%となっています。

#### ＜年齢3区分別人口の推移＞

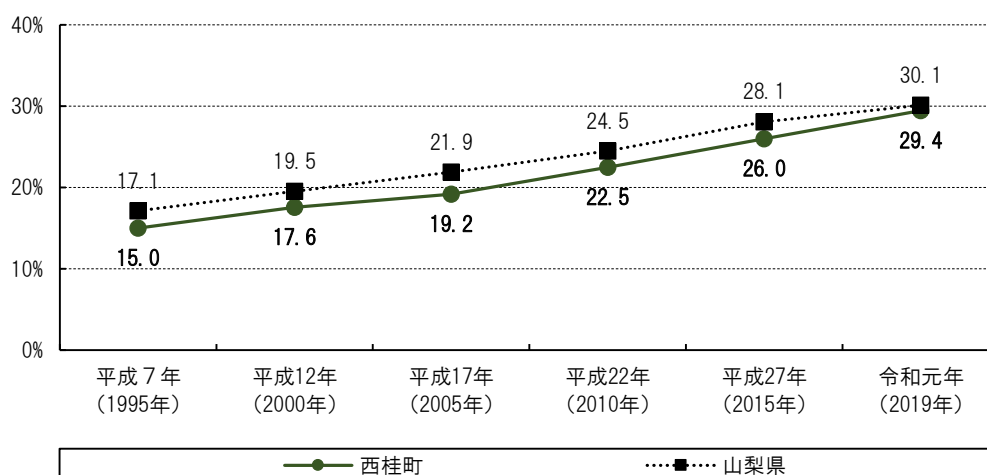


資料：国勢調査、令和元年（2019年）のみ住民基本台帳（令和2年1月1日現在）

### (3) 高齢化率の推移

高齢化率の推移をみると、平成7年（1995年）以降、一貫して上昇しているものの、山梨県に比べるとやや低い水準で推移しています。令和元年度には山梨県とほぼ同水準まで上昇しています。

＜高齢化率の推移（山梨県との比較）＞



資料：国勢調査、令和元年（2019年）のみ住民基本台帳（令和2年1月1日現在）

#### (4) 高齢者のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯の状況をみると、令和2年（2020年）では65歳以上の高齢者のいる世帯が54.8%と年々増加しています。また、高齢者の単身世帯数をみても年々増加しており、令和2年（2020年）には167世帯と、全世帯の1割（10.8%）が高齢者のひとり暮らし世帯となっています。

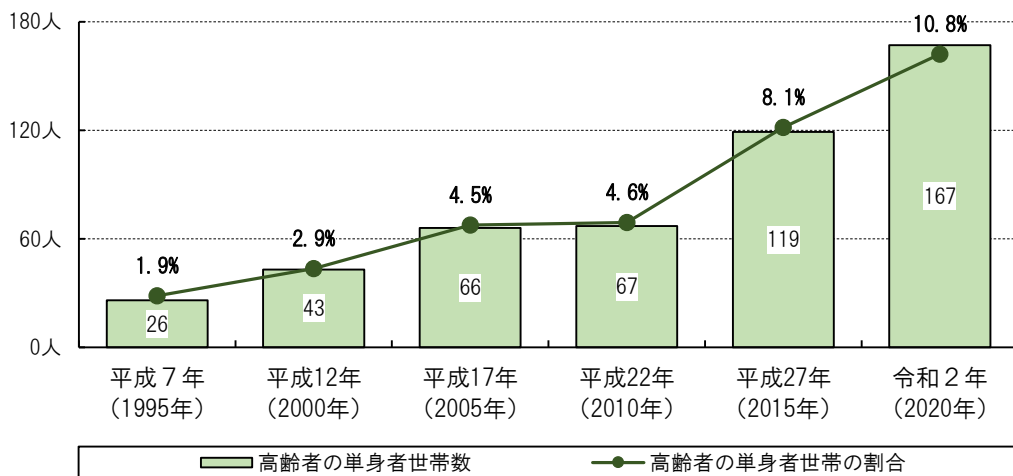
##### <高齢者のいる世帯の状況の推移>

単位／上段：世帯、下段：%

	一般世帯数	65歳以上の高齢者のいる世帯			
		単身世帯	夫婦のみの世帯	その他の同居世帯	
平成7年 (1995年)	1,383	511	26	86	399
	100.0	36.9	1.9	6.2	28.9
平成12年 (2000年)	1,463	600	43	100	457
	100.0	41.0	2.9	6.8	31.2
平成17年 (2005年)	1,481	653	66	113	474
	100.0	44.1	4.5	7.6	32.0
平成22年 (2010年)	1,442	699	67	144	488
	100.0	48.5	4.6	10.0	33.8
平成27年 (2015年)	1,477	765	119	188	458
	100.0	51.8	8.1	12.7	31.0
令和2年 (2020年)	1,545	847	167	238	442
	100.0	54.8	10.8	15.4	28.6
山梨県 平成27年 (2015年)	330,375	152,362	37,359	43,503	71,500
	100.0	46.1	11.3	13.2	21.6

資料：国勢調査、西桂町の令和2年（2020年）のみ福祉保健課保管資料による（令和2年4月1日現在）

##### <ひとり暮らし高齢者数と全世帯に占める割合の推移>



資料：国勢調査、令和2年（2020年）のみ福祉保健課保管資料による（令和2年4月1日現在）

## (5) 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数と認定率の推移をみると、第1号被保険者数、認定者数ともに増加しています。認定率は、平成29年度（2017年度）以降は14.0%代で推移しています。

### <要支援・要介護認定者数と認定率の推移>

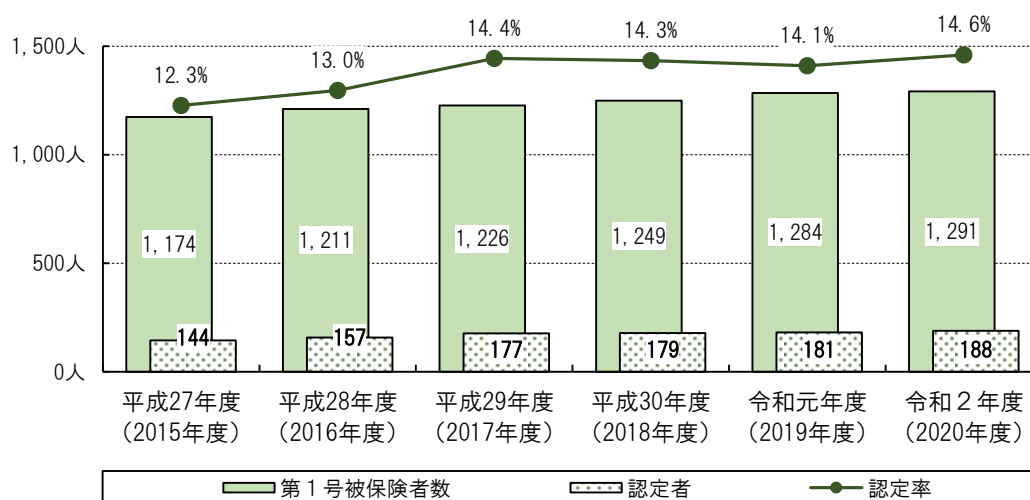
単位：人

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
要支援1	9	11	5	5	10	4
要支援2	11	13	18	7	9	14
要介護1	37	33	31	36	26	35
要介護2	22	20	41	41	48	43
要介護3	26	42	38	43	37	45
要介護4	24	19	28	28	30	29
要介護5	15	19	16	19	21	18
認定者数	144	157	177	179	181	188
第1号 被保険者数	1,174	1,211	1,226	1,249	1,284	1,291
認定率 (%)	12.3	13.0	14.4	14.3	14.1	14.6

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（年報）

（令和元年度は「介護保険事業状況報告」3月 月報）

（令和2年度は1月1日時点の庁内資料実績）



## (6) 認知症高齢者の推移

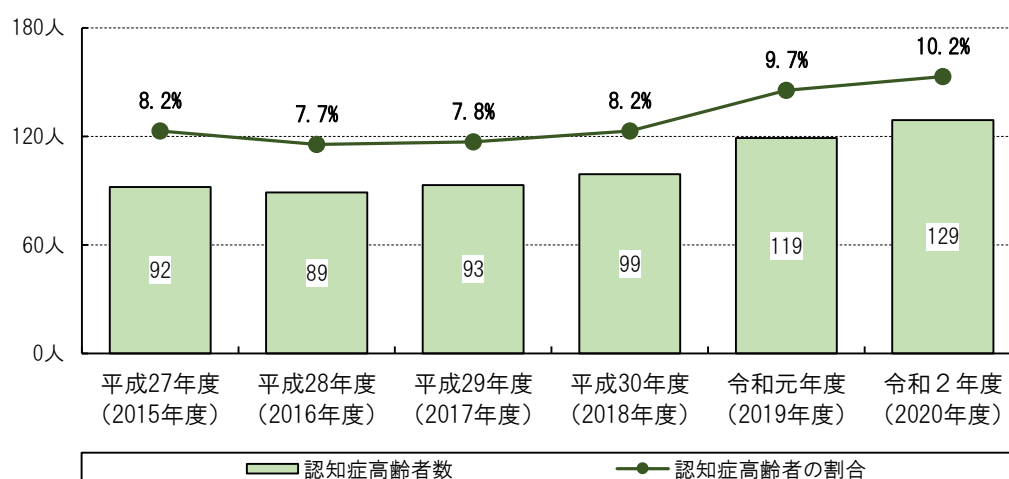
認知症高齢者の推移をみると、令和2年(2020年)では129人となっており、全高齢者人口に対する割合は10.2%と年々増加しています。

### <認知症高齢者の推移>

単位/上段：人、下段：%

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
西桂町	92	89	93	99	119	129
	8.2	7.7	7.8	8.2	9.7	10.2
山梨県	25,543	25,789	26,475	27,742	28,172	28,414
	10.9	10.8	10.9	11.3	11.4	11.4

資料：山梨県高齢者福祉基礎調査(各年4月1日現在)

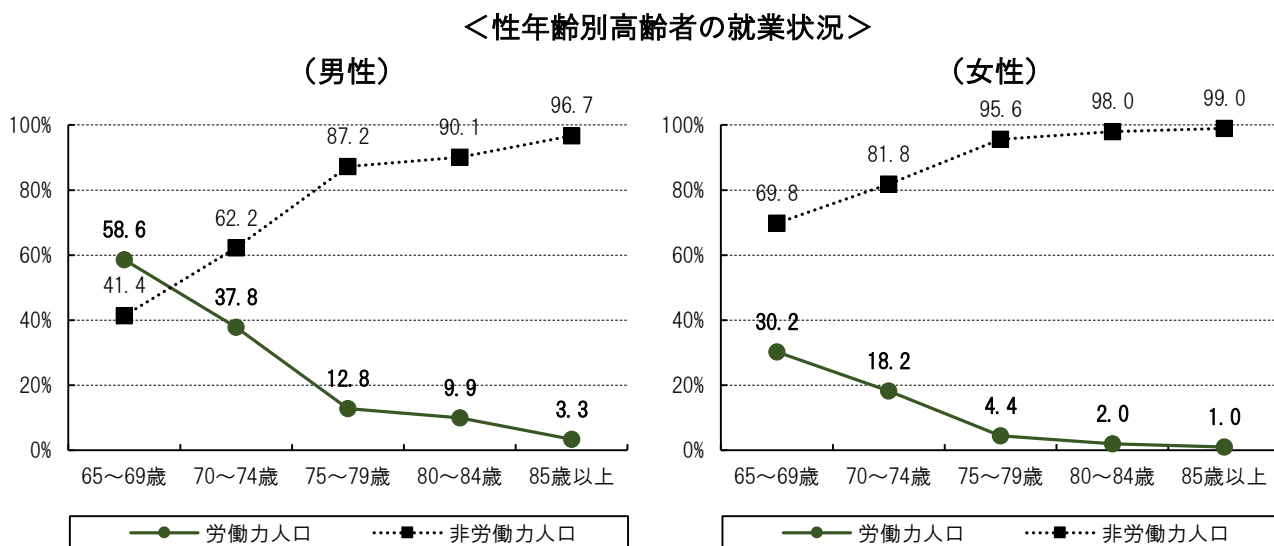




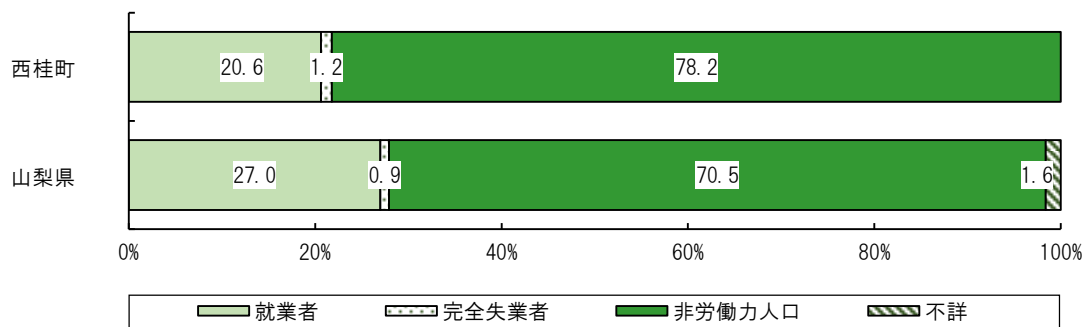
## (7) 高齢者の就業の状況

平成27年（2015年）の性年齢別高齢者の就業状況をみると、男性65～69歳を除く全ての年齢において非労働力人口が労働力人口を上回っています。

平成27年（2015年）の高齢者の就業状況（山梨県との比較）をみると、就業者が6.4ポイント低く、非労働力人口が7.7ポイント高くなっています。



### ＜高齢者の就業状況（山梨県との比較）＞



### 3 アンケート結果からみられる状況

#### (1) 調査概要

- 調査対象 ①一般高齢者 : 65歳以上の町民  
②要支援・要介護認定者 : 町内に在住する在宅の要支援・要介護認定者  
③第2号被保険者 : 40歳から64歳の町民

- 調査方法 郵送配布・郵送回収

- 調査期間 令和2年(2020年)1月29日(水)～令和2年(2020年)2月12日(水)

- 回収状況

	対象者数	有効回収数	有効回収率
①一般高齢者	600	392	65.3%
②要支援・要介護認定者	153	72	47.1%
③第2号被保険者	600	289	48.2%

※有効回収票数は白票などの無効票を除いた数

#### ※アンケート調査結果を見る際の注意事項※

- (1) 「n」は各設問の回答者数を表しています。
- (2) 回答結果の割合「%」は、「n」を基数として算出し、それぞれの割合を小数点以下第2位で四捨五入しています。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)の設問であっても、合計値が100%にならない場合があります。
- (3) 一部のグラフにおいて、回答者がいない項目は数値の掲載を省略しています。
- (4) 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答結果の割合の合計値が100%を超えることがあります。
- (5) 紙面の都合上、グラフにおいて選択肢を省略して掲載している場合があります。

## (2) 回答者の属性

### ① 性別

単位：％

	調査数 (人)	男性	女性	無回答
一般高齢者	392	44.9	53.6	1.5
要支援・要介護認定者	72	38.9	59.7	1.4
第2号被保険者	289	41.9	53.3	4.8

### ② 年齢

単位：％

	調査数 (人)	65歳未満	65 ～ 69歳	70 ～ 74歳	75 ～ 79歳	80 ～ 84歳	85 ～ 89歳	90歳以上	無回答
一般高齢者	392	-	29.8	21.9	24.0	14.8	5.4	3.3	0.8
要支援・要介護認定者	72	2.8	5.6	4.2	12.5	16.7	30.6	26.4	1.4

単位：％

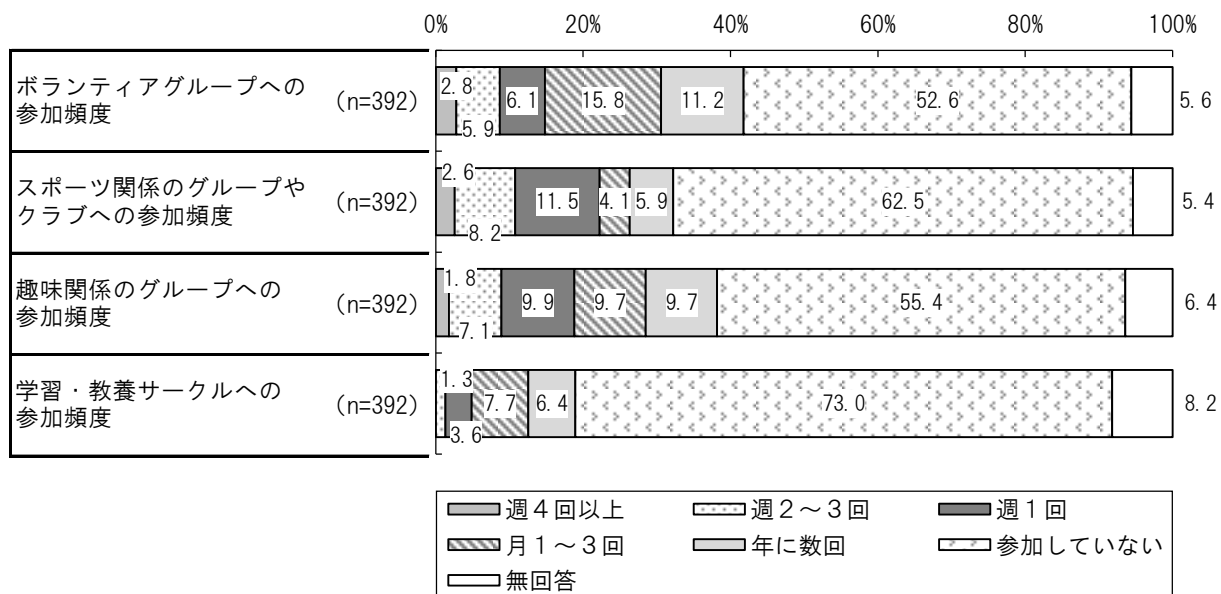
	調査数 (人)	40 ～ 44歳	45 ～ 49歳	50 ～ 54歳	55 ～ 59歳	60 ～ 64歳	無回答
第2号被保険者	289	14.9	17.0	17.3	26.0	22.8	2.1

### (3) 地域について

#### ①会・グループ等の参加頻度

【一般高齢者】 ボランティアグループ、スポーツ関係のグループやクラブ、  
 趣味関係のグループ、学習、教養サークルの参加頻度 (単数回答)

<参加頻度>

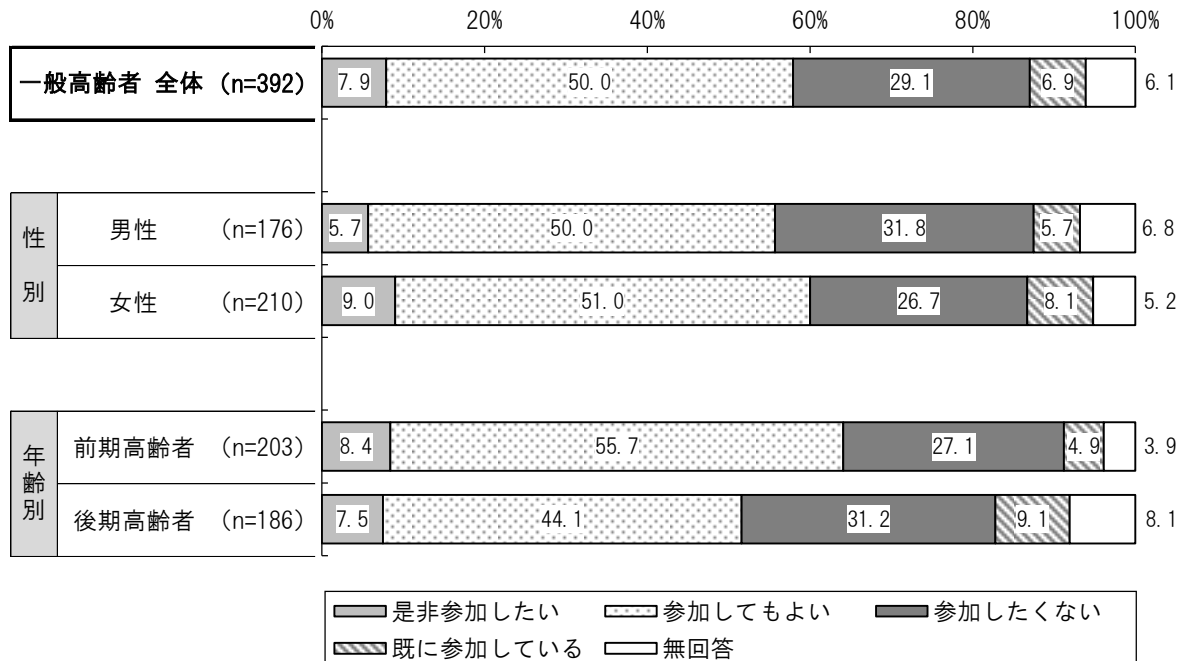


会・グループ等の参加頻度においては、「週4回以上」と「週2～3回以上」と「週1回」と「月1～3回」を合わせた『月1回以上』の参加では、「ボランティアグループ」が30.6%、「スポーツ関係のグループやクラブ」が26.4%、「趣味関係のグループ」が28.5%、「学習、教養サークル」が12.6%となっています。

## ②地域住民の有志によるグループ活動

【一般高齢者】いきいきした地域づくりへの参加意向（単数回答）

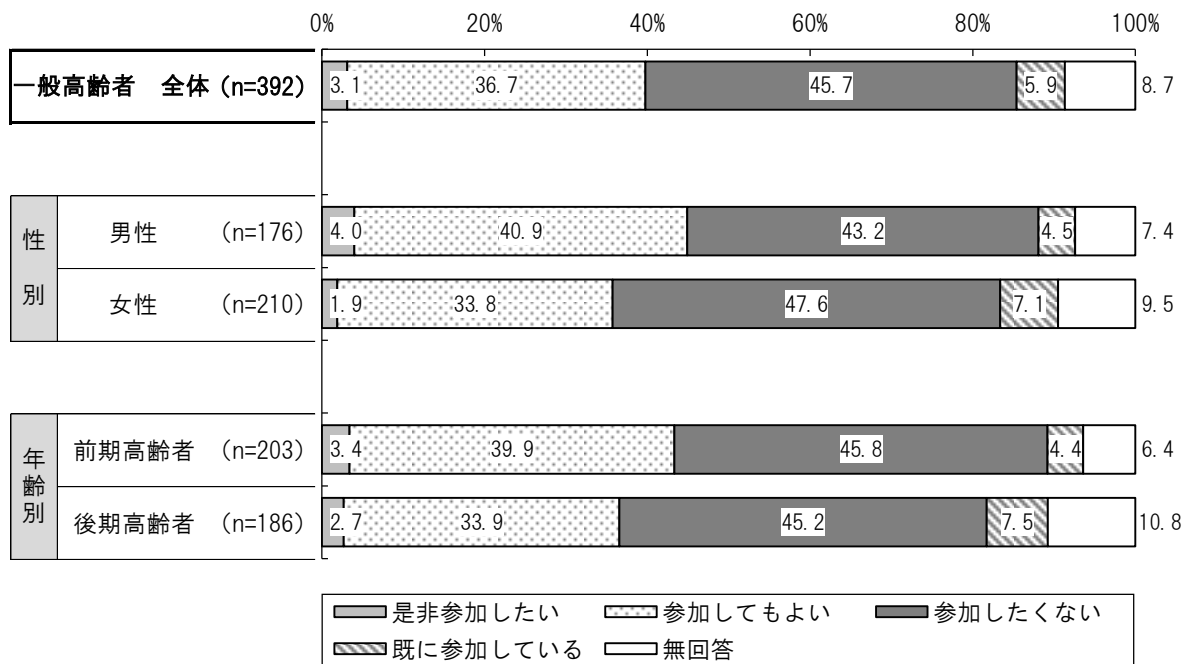
<参加者としての参加意向>



いきいきした地域づくりへの参加者としての参加意向においては、「是非参加したい」が7.9%、「参加してもよい」が50.0%、「参加したくない」が29.1%、「既に参加している」が6.9%となっています。

年齢別にみると、前期高齢者では「参加してもよい」が55.7%と、後期高齢者に比べて11.6ポイント多くなっています。

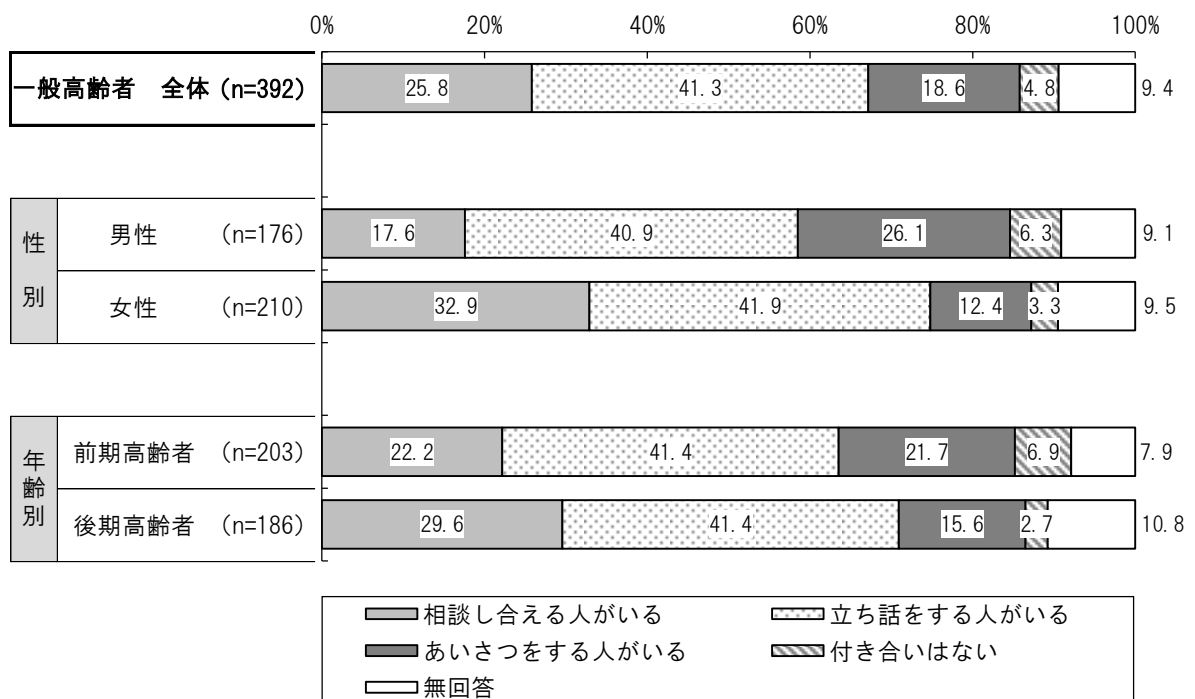
<企画・運営側としての参加意向>



いきいきした地域づくりへの企画・運営側としての参加意向においては、「是非参加したい」が3.1%、「参加してもよい」が36.7%、「参加したくない」が45.7%、「既に参加している」が5.9%となっています。

③近所付き合い

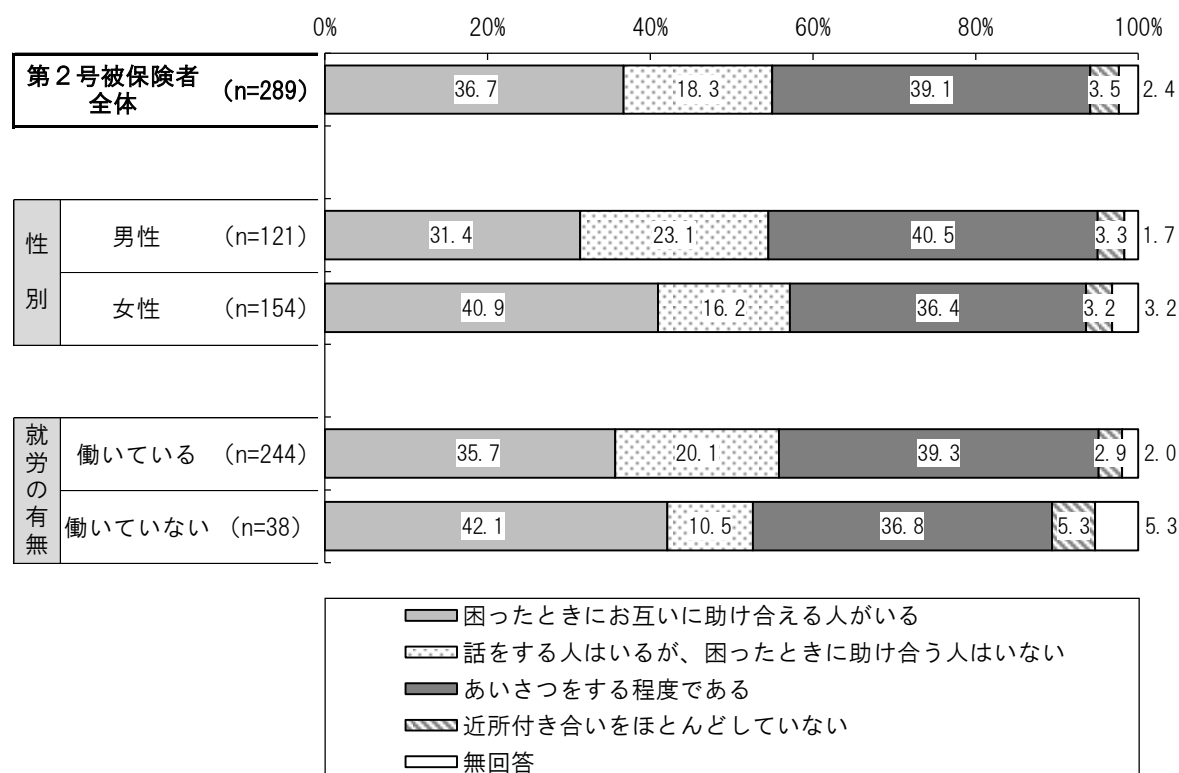
【一般高齢者】地域（近所）の人とのかかわりの程度（単数回答）



地域（近所）の人とのかかわりの程度においては、「相談し合える人がいる」が25.8%、「立ち話をする人がいる」が41.3%、「あいさつをする人がいる」が18.6%、「付き合いはない」が4.8%となっています。

性別にみると、女性では「相談し合える人がいる」が32.9%と、男性に比べて15.3ポイント多くなっています。

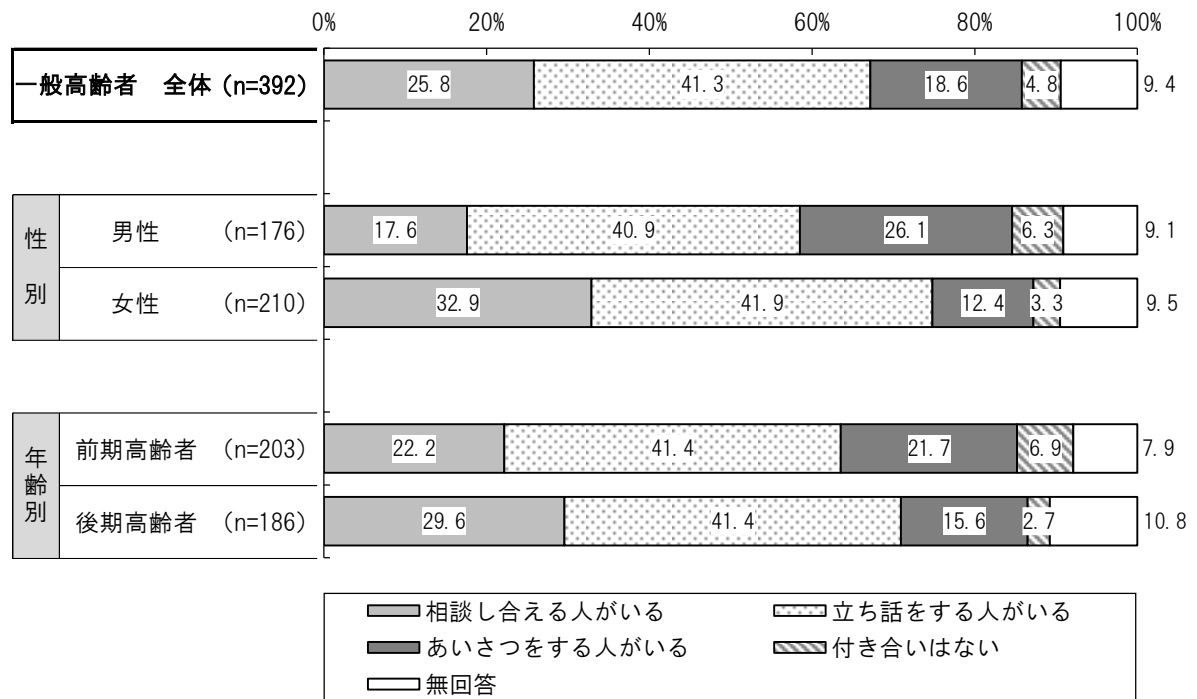
【第2号被保険者】近所付き合いの程度（単数回答）



近所付き合いの程度においては、「困ったときお互いに助け合える人がいる」が36.7%、「話をする人はいるが、困ったときに助け合う人はいない」が18.3%、「あいさつをする程度である」が39.1%、「近所付き合いをほとんどしていない」が3.5%となっています。

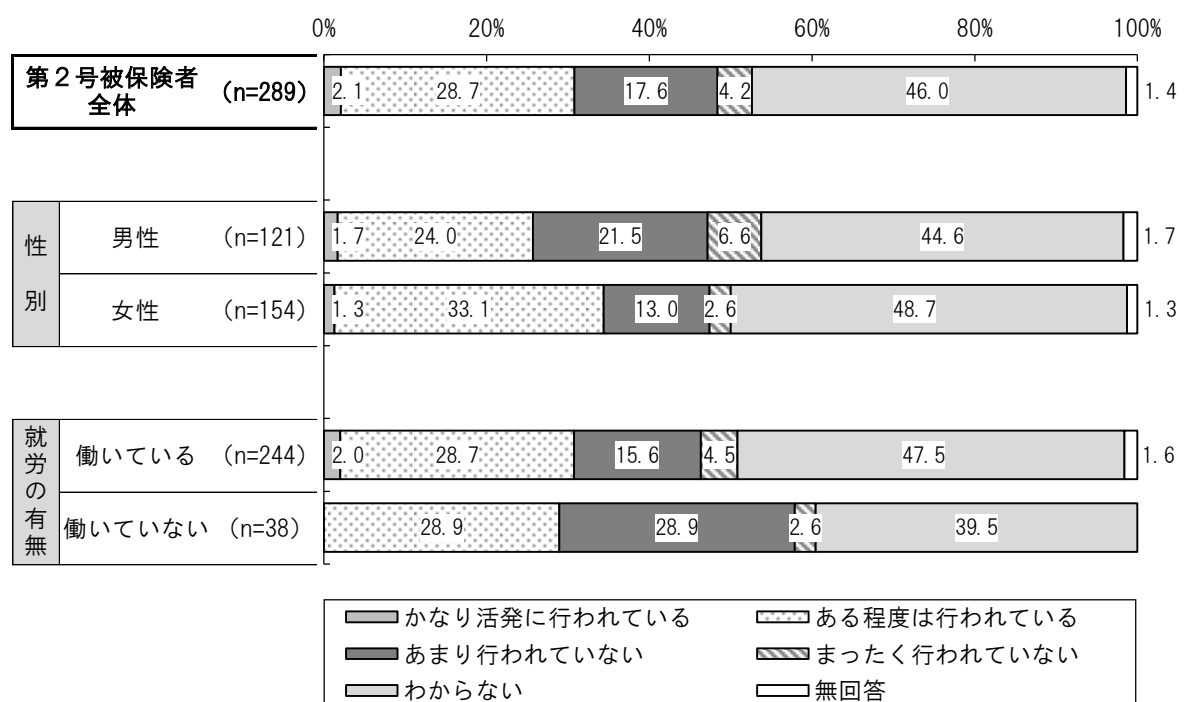
#### ④困った時の助け合い

【一般高齢者】困った時に助け合い、支え合う地域と思うかどうか（単数回答）



困った時に助け合い、支え合う地域と思うかどうかにおいては、「そう思う」が30.9%、「どちらかといえばそう思う」が39.0%、「どちらかといえばそう思わない」が15.3%、「そう思わない」が9.9%となっています。

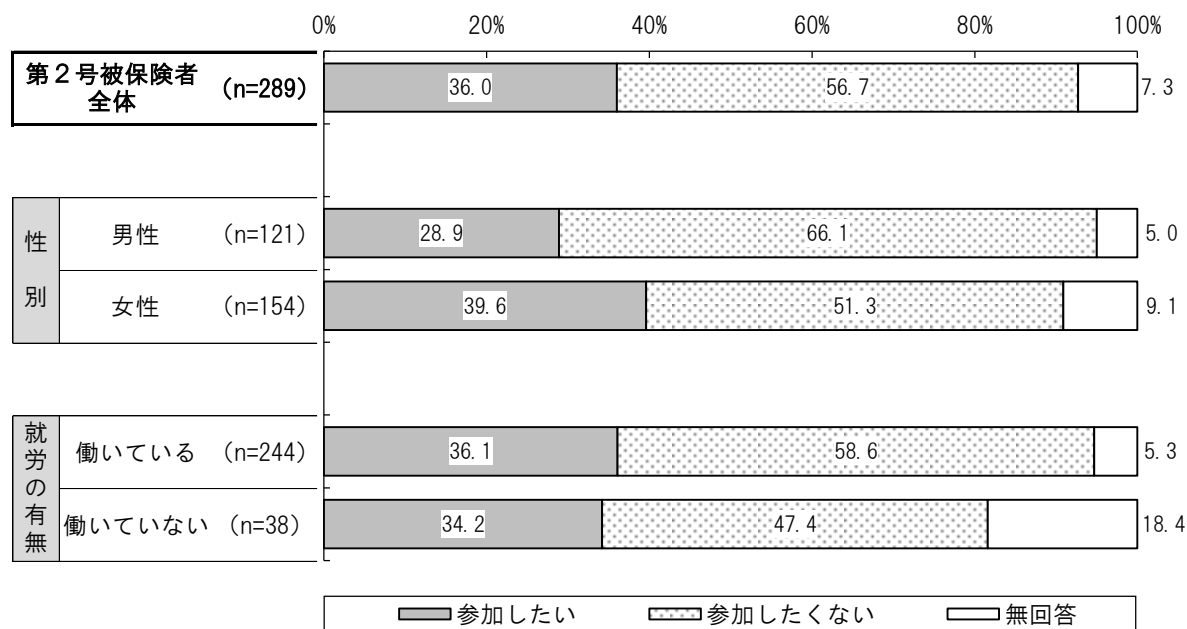
【第2号被保険者】地域での見守りや助け合いの活動実施の程度（単数回答）





地域での見守りや助け合いの活動実施の程度においては、「わからない」が46.0%と最も多く、次いで「ある程度は行われている」が28.7%、「あまり行われていない」が17.6%などとなっています。

【第2号被保険者】地域での見守りや助け合いの活動への参加意向（単数回答）



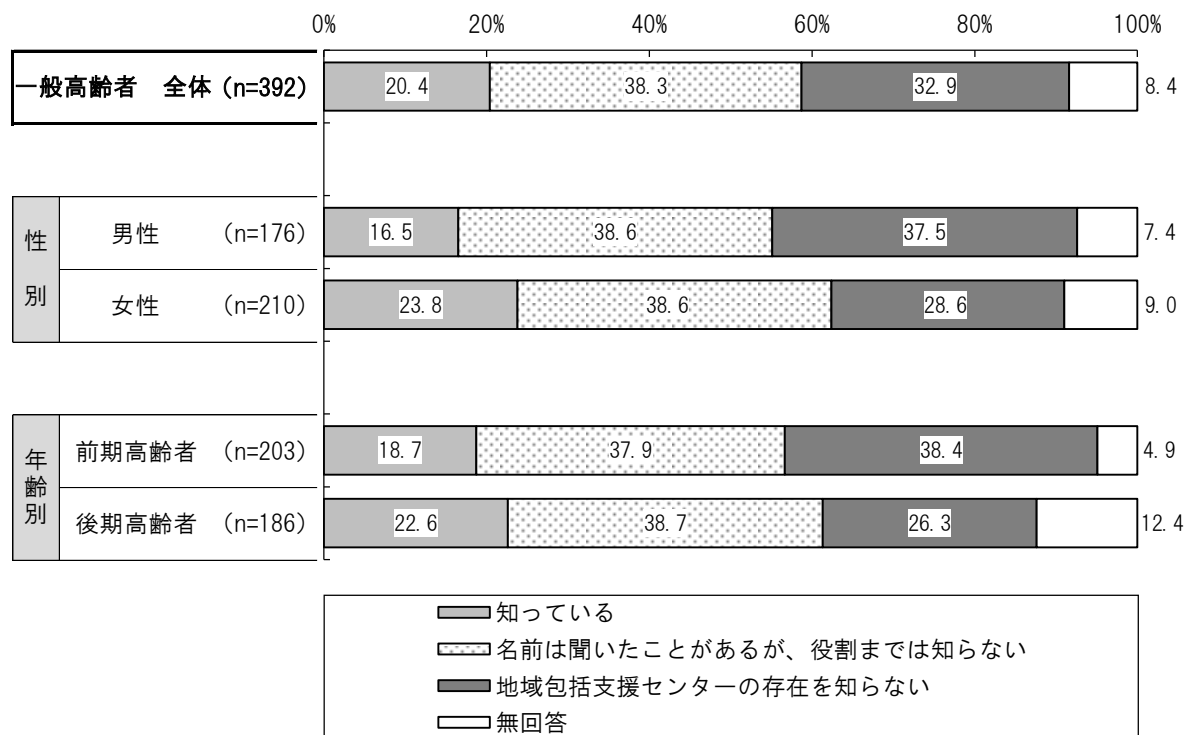
地域での見守りや助け合いの活動への参加意向においては、「参加したい」が36.0%、「参加したくない」が56.7%となっています。

## ⑤地域包括支援センター

【一般高齢者】【要支援・要介護認定者】【第2号被保険者】

「地域包括支援センター」の認知状況（単数回答）

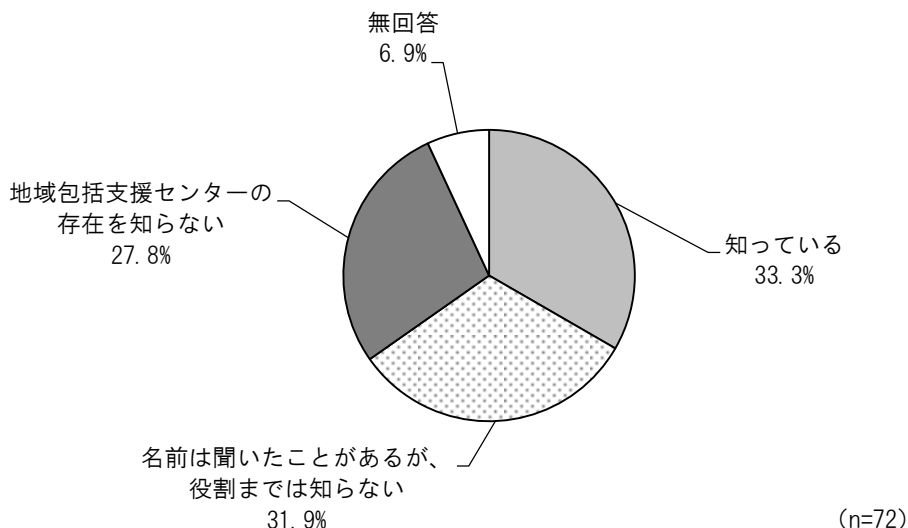
<一般高齢者>



「地域包括支援センター」の認知状況においては、「知っている」が20.4%、「名前は聞いたことがあるが、役割までは知らない」が38.3%、「地域包括支援センターの存在を知らない」が32.9%となっています。

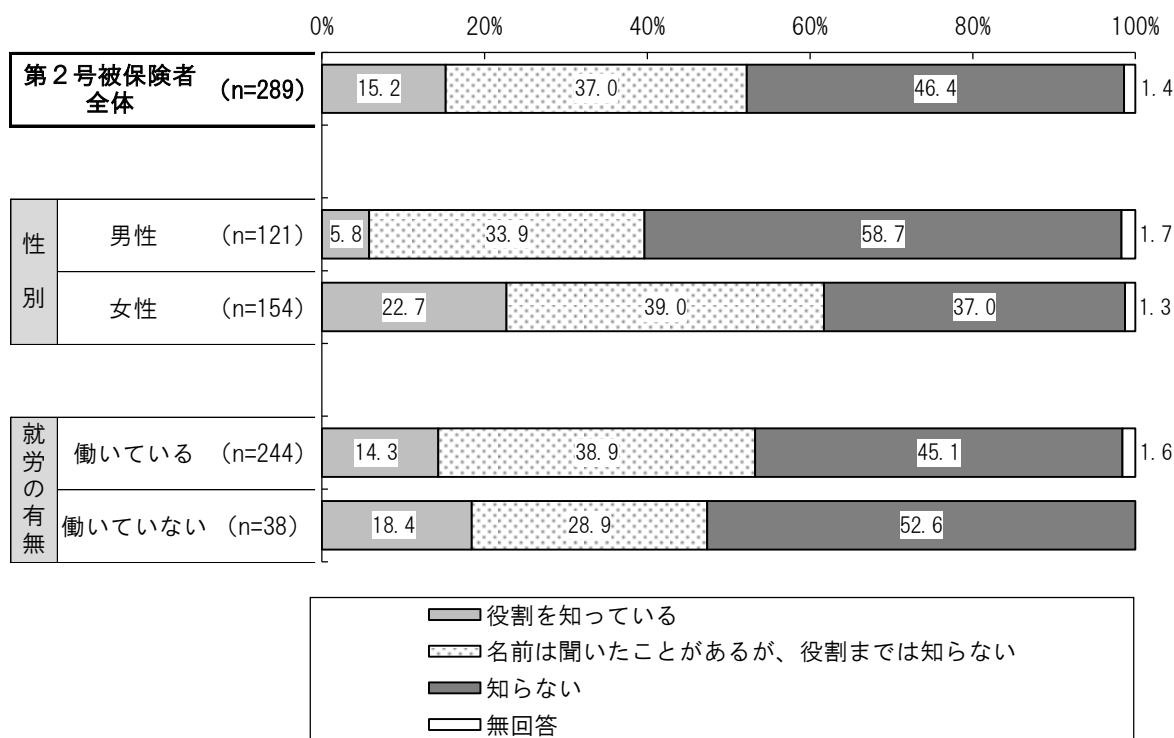
年齢別にみると、前期高齢者では「地域包括支援センターの存在を知らない」が38.4%と、後期高齢者に比べて12.1ポイント多くなっています。

<要支援・要介護認定者>



地域包括支援センターの認知においては、「知っている」が33.3%、「名前を聞いたことがあるが、役割までは知らない」が31.9%、「地域包括支援センターの存在を知らない」が27.8%となっています。

<第2号被保険者>



「地域包括支援センター」の認知状況においては、「役割を知っている」が15.2%、「名前を聞いたことがあるが、役割までは知らない」が37.0%、「知らない」が46.4%となっています。

性別にみると、男性では「知らない」が58.7%と、女性に比べて21.7ポイント多くなっています。

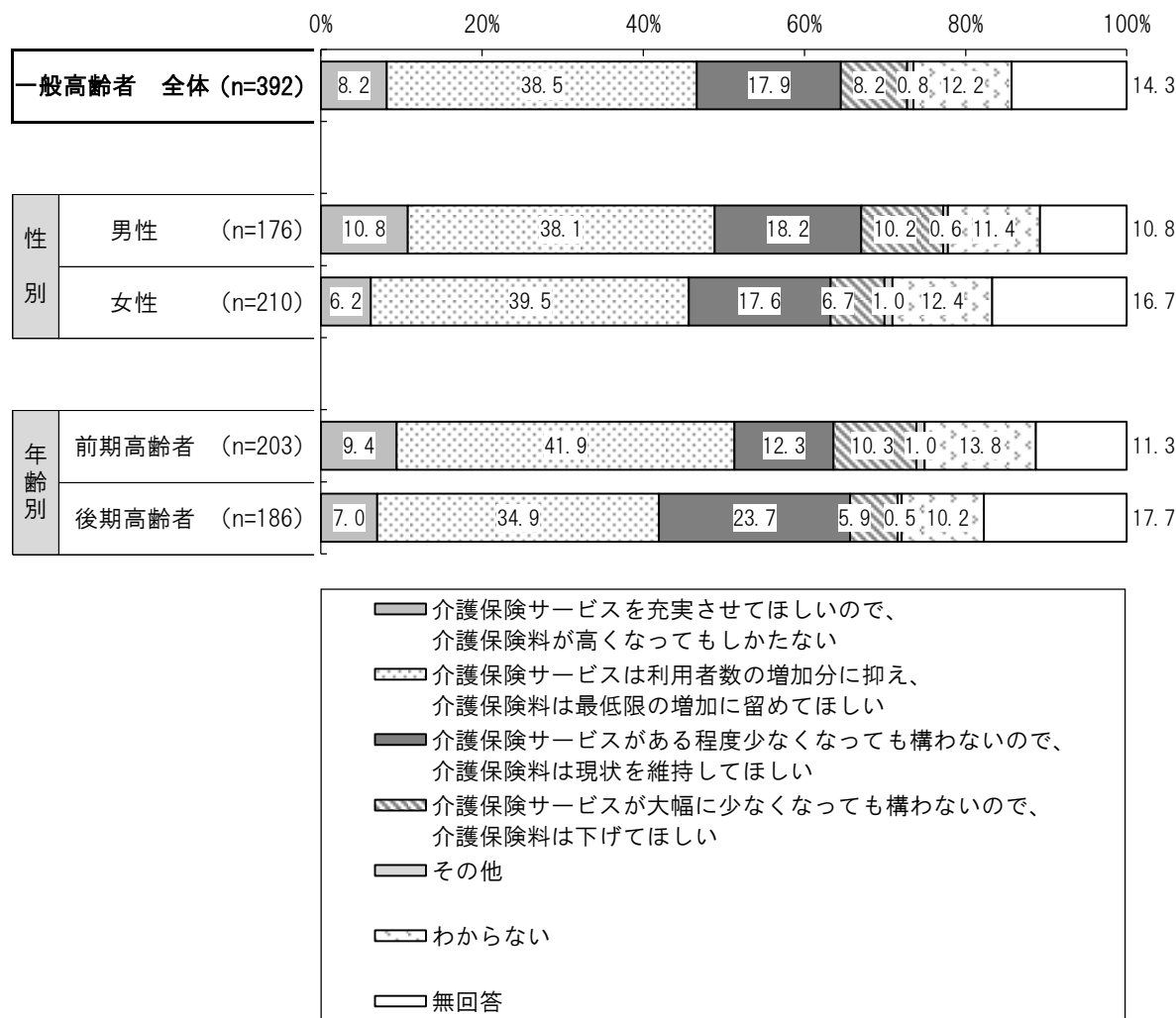
## (4) 介護保険について

### ①介護保険料

【一般高齢者】【要支援・要介護認定者】

介護保険サービスを充実させるために費用負担が増えることへの考え方（単数回答）

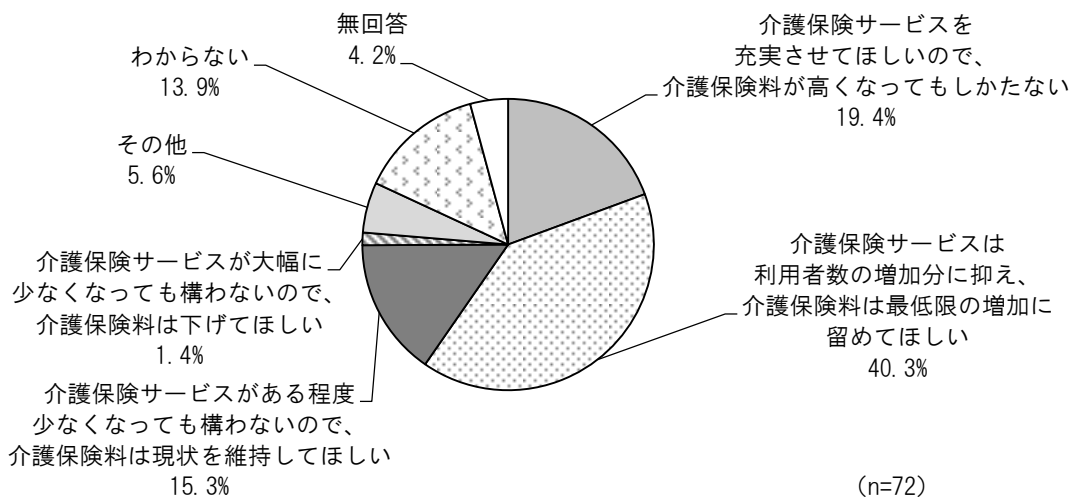
<一般高齢者>



介護保険サービスを充実させるために費用負担が増えることへの考え方においては、「介護保険サービスは利用者数の増加分に抑え、介護保険料は最低限の増加に留めてほしい」が38.5%と最も多く、次いで「介護保険サービスがある程度少なくなっても構わないので、介護保険料は現状を維持してほしい」が17.9%、「わからない」が12.2%などとなっています。

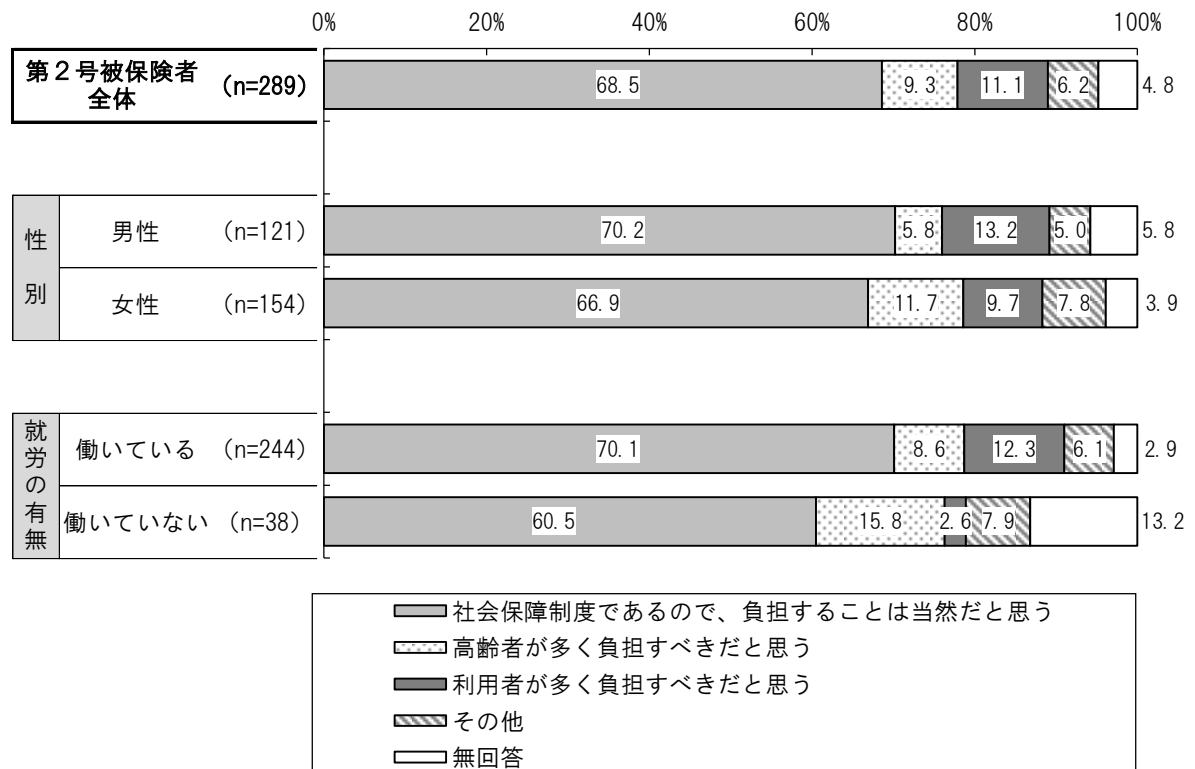
年齢別にみると、後期高齢者では「介護保険サービスがある程度少なくなっても構わないので、介護保険料は現状を維持してほしい」が23.7%と、前期高齢者に比べて11.4ポイント多くなっています。

<要支援・要介護認定者>



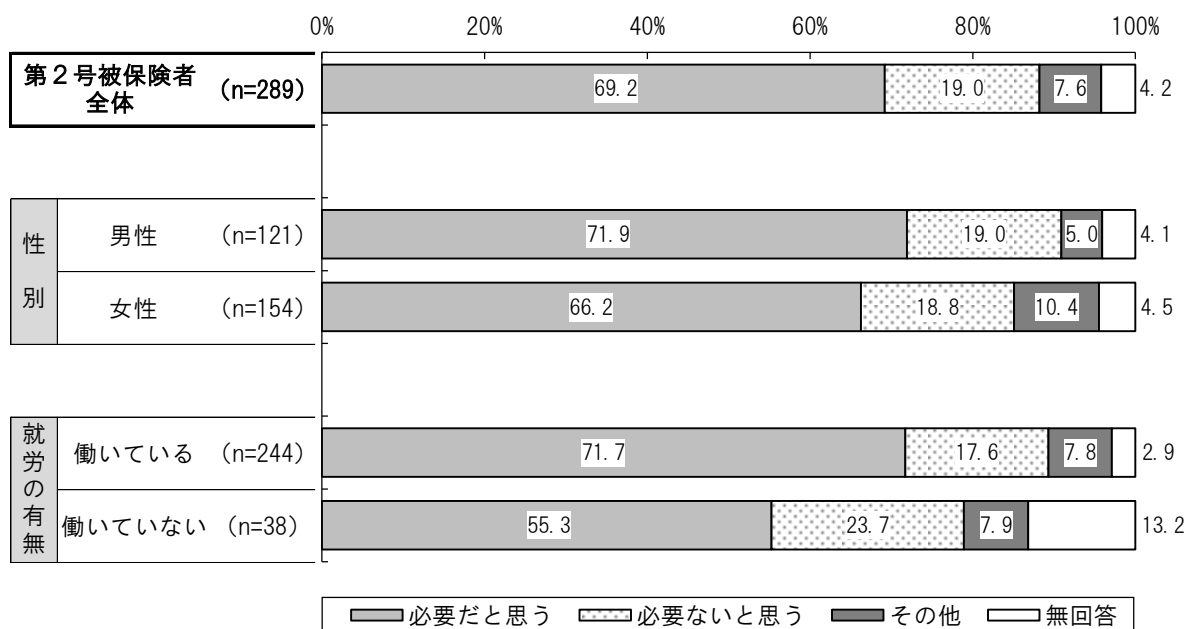
介護保険サービスを充実させるために、費用負担が増えることへの考え方においては、「介護保険サービスは利用者数の増加分に抑え、介護保険料は最低限の増加に留めてほしい」が40.3%と最も多く、次いで「介護保険サービスを充実させてほしいので、介護保険料が高くなってもしかたない」が19.4%、「介護保険サービスがある程度少なくなっても構わないので、介護保険料は現状を維持してほしい」が15.3%などとなっています。

【第2号被保険者】40歳以上の介護保険料負担への考え方（単数回答）



40歳以上の介護保険料負担への考え方においては、「社会保障制度であるので、負担することは当然だと思う」が68.5%、「高齢者が多く負担すべきだと思う」が9.3%、「利用者が多く負担すべきだと思う」が11.1%などとなっています。

【第2号被保険者】介護保険料が増額しても、町に特別養護老人ホーム等の設備が必要だと思うかどうか（単数回答）

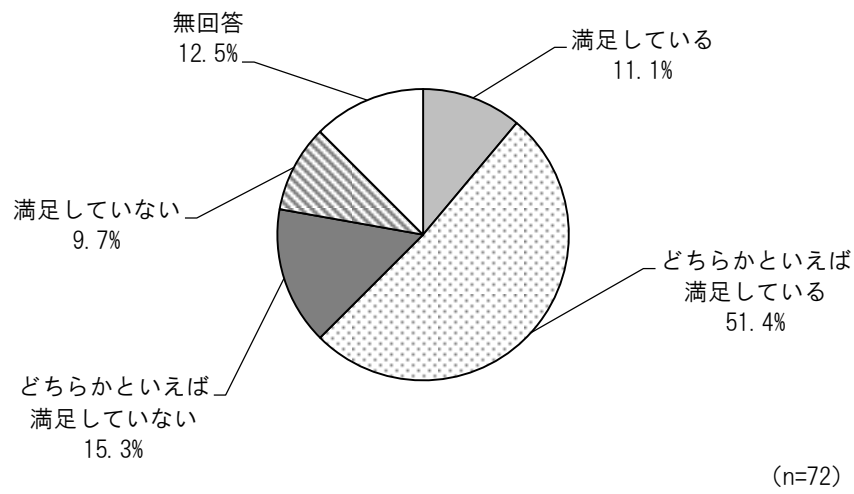


介護保険料が増額しても、町に特別養護老人ホーム等の設備が必要だと思うかどうかにおいては、「必要だと思う」が69.2%、「必要ないと思う」が19.0%などとなっています。

就労の有無別にみると、働いているでは「必要だと思う」が71.7%と、働いていないに比べて16.4ポイント多くなっています。

## ②介護保険制度

【要支援・要介護認定者】介護保険制度全般の満足度（単数回答）

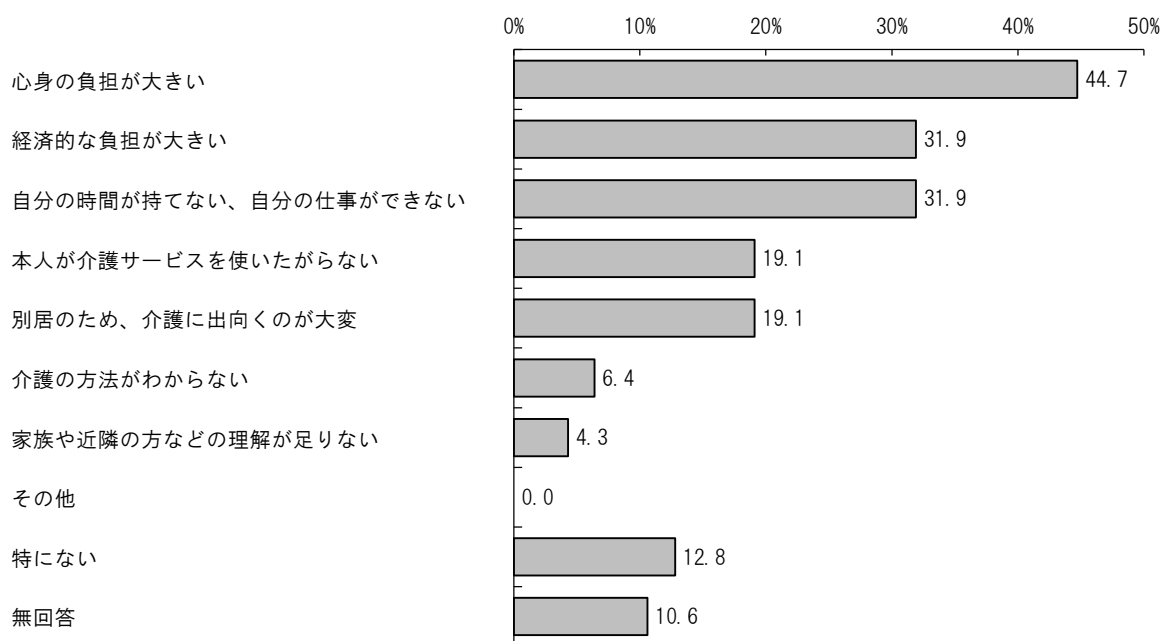


介護保険制度全般の満足度においては、「満足している」が11.1%、「どちらかといえば満足している」が51.4%、「どちらかといえば満足していない」が15.3%、「満足していない」が9.7%となっています。

## (5) 介護について

### ①介護について

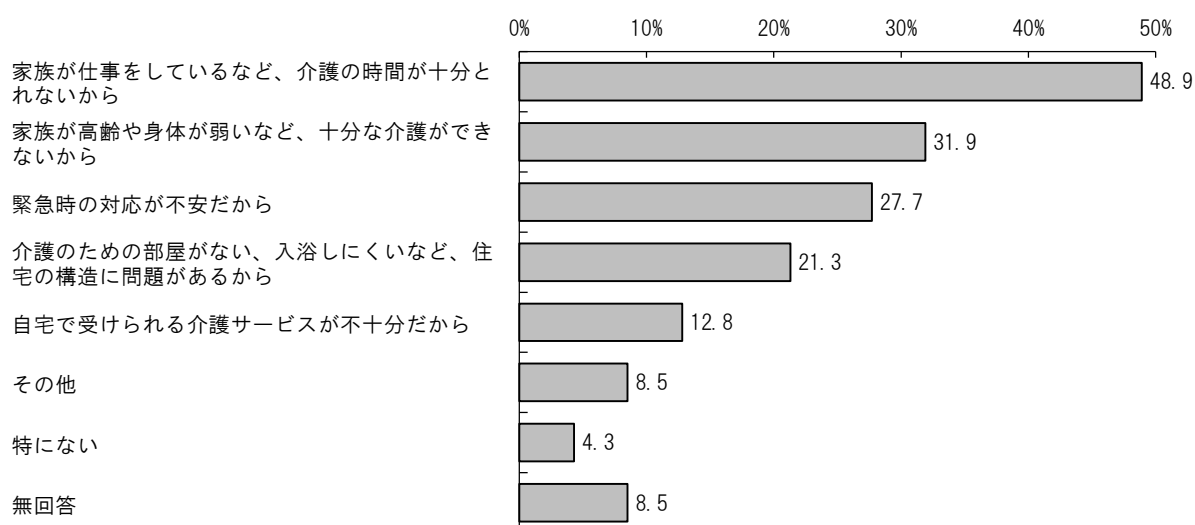
【要支援・要介護認定者】主な介護者が介護する上で困っていること（複数回答）



(n=47)

主な介護者が介護する上で困っていることにおいては、「心身の負担が大きい」が44.7%と最も多く、次いで「経済的な負担が大きい」と「自分の時間が持てない、自分の仕事ができない」が31.9%、「本人が介護サービスを使いたがらない」と「別居のため、介護に出向くのが大変」が19.1%などとなっています。

【要支援・要介護認定者】自宅での介護が難しいと思われる理由（複数回答）

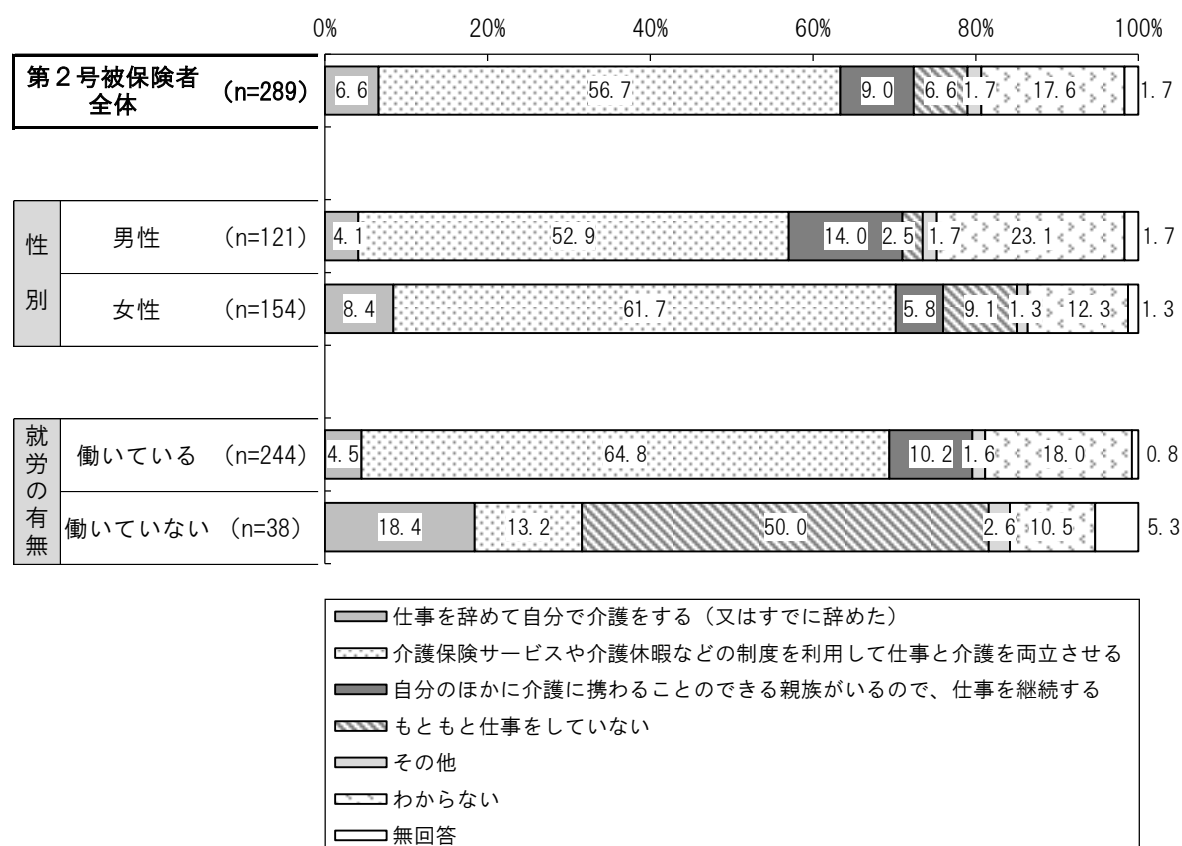


(n=47)



自宅での介護が難しいと思われる理由においては、「家族が仕事をしているなど、介護の時間が十分とれないから」が48.9%と最も多く、次いで「家族が高齢や身体が弱いなど、十分な介護ができないから」が31.9%、「緊急時の対応が不安だから」が27.7%などとなっています。

【第2号被保険者】介護することが必要となった際の仕事の意向（単数回答）



介護することが必要となった際の仕事の意向においては、「介護保険サービスや介護休暇などの制度を利用して仕事と介護を両立させる」が56.7%と最も多く、次いで「わからない」が17.6%、「自分のほかに介護に携わることのできる親族がいるので、仕事を継続する」が9.0%などとなっています。

## 4 日常生活圏域の設定

### (1) 日常生活圏域の考え方

日常生活圏域とは、「住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、公的介護施設等の整備状況その他を総合的に勘案して市町村が定めるもの」とされています。

第3期以降の市町村介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、市町村をいくつかの『日常生活圏域』に区分し、その圏域ごとに各サービス利用見込量を定めるとともに、地域密着型サービスの必要利用者定員総数を算定することになっています。

(介護保険法第 117 条第2項)

### (2) 日常生活圏域の設定

日常生活圏域の設定について、国の基本的な考え方では、「高齢者の生活の継続性、介護資源の地域格差の是正、介護資源を拡充するための財源等を総合的に判断すると、人口2～3万人程度で1圏域とすることが望ましい」とされています。

当町は総面積15.22km<sup>2</sup>と非常にコンパクトで、実際に住民が居住している区域や介護及び福祉に関する社会資源も集中しています。このため、当町では地理的条件、人口、交通事情、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備状況等を総合的に勘案し、町内全域を1圏域と設定します。

## 5 将来推計

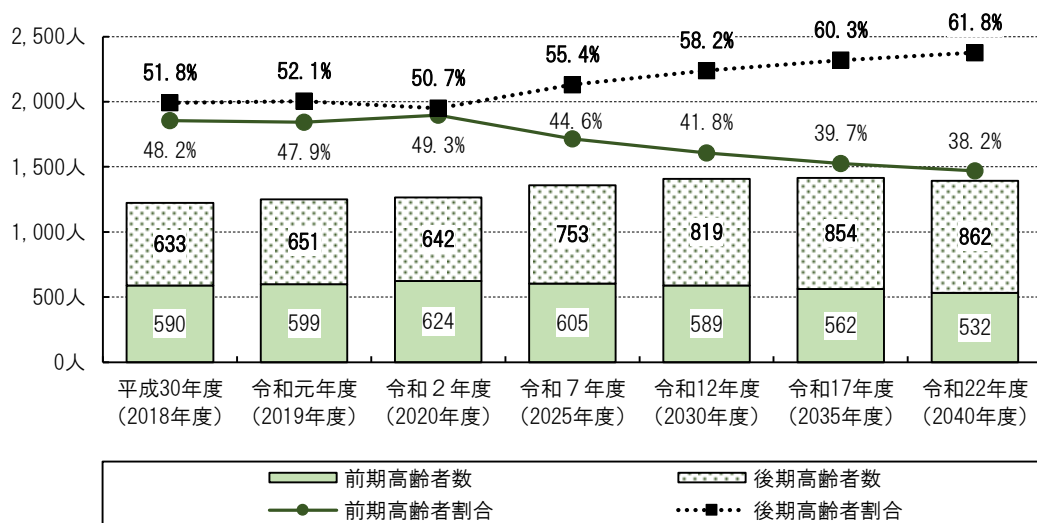
### (1) 高齢者人口の推計

高齢者人口の推計をみると、高齢者数は増加傾向にあり、令和22年度（2040年度）には1,394人となっています。前期・後期の内訳でみると、後期高齢者の割合は令和2年度（2020年度）までは半数となっていたのに対し、令和22年度（2040年度）では862人と61.8%を占める見込みとなっています。

#### <高齢者人口の推計>

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和7年度 (2025年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
前期 高齢者数 (人)	590	599	624	605	589	562	532
前期 高齢者割合 (%)	48.2	47.9	49.3	44.6	41.8	39.7	38.2
後期 高齢者数 (人)	633	651	642	753	819	854	862
後期 高齢者割合 (%)	51.8	52.1	50.7	55.4	58.2	60.3	61.8
高齢者数 (人)	1,223	1,250	1,266	1,358	1,408	1,416	1,394

資料：見える化システム



## (2) 要支援・要介護認定者の推計

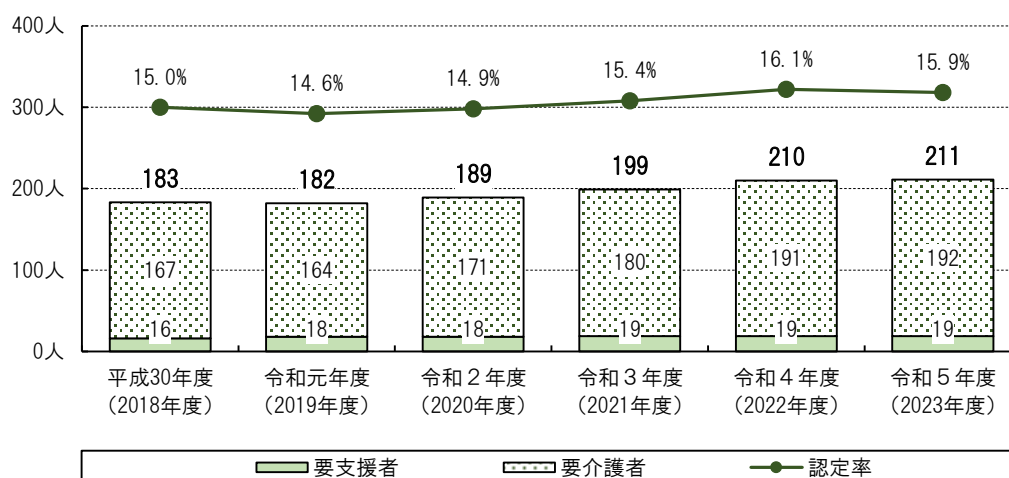
要支援・要介護認定者の推計をみると、第8期計画期間の要支援・要介護認定者及び認定率は増加傾向にあり、最終年度の令和5年度（2023年度）では、要支援・要介護認定者が211人、認定率は15.9%に達すると見込まれ、認定者においては今後3か年で22人増加することが推測されています。

### <要支援・要介護認定者の推計>

単位：人

	第7期【実績】			第8期【推計】		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) 見込み	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認定者数	183	182	189	199	210	211
要支援1	5	10	7	7	7	7
要支援2	11	8	11	12	12	12
要介護1	34	28	33	34	36	37
要介護2	43	44	44	47	50	49
要介護3	40	40	50	54	56	57
要介護4	34	35	24	24	27	26
要介護5	16	17	20	21	22	23
高齢者人口	1,223	1,250	1,266	1,293	1,304	1,328
認定率 (%)	15.0	14.6	14.9	15.4	16.1	15.9

資料：見える化システム



### (3) 要支援・要介護認定者の将来推計

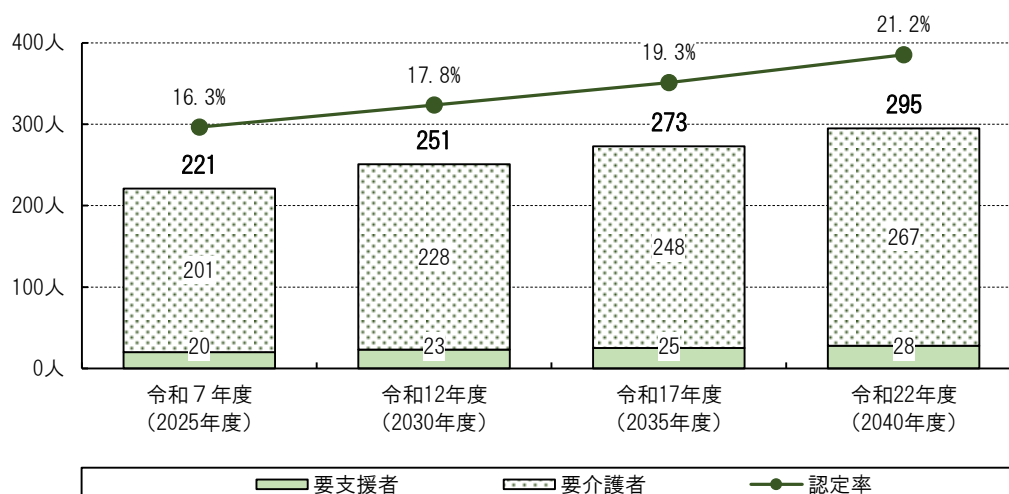
令和22年度(2040年度)までの要支援・要介護認定者を推計すると、下表のとおりになります。  
 令和22年度(2040年度)においては、要支援・要介護認定者は295人、認定率は21.2%まで増加することが見込まれています。

#### <要支援・要介護認定者の将来推計>

単位：人

	将来推計			
	令和7年度 (2025年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
認定者数	221	251	273	295
要支援1	7	9	9	9
要支援2	13	14	16	19
要介護1	39	43	45	47
要介護2	52	60	66	72
要介護3	61	68	74	78
要介護4	27	30	33	37
要介護5	22	27	30	33
高齢者人口	1,358	1,408	1,416	1,394
認定率(%)	16.3	17.8	19.3	21.2

資料：見える化システム



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

**一人ひとりが住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、  
安心して生活できるまちづくり**

本計画の基本理念は、西桂町第6次長期総合計画、国が特に力を入れて推進していく「地域包括ケアシステムの深化・推進」の考え方を踏まえ、

「**一人ひとりが住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、安心して生活できるまちづくり**」と定めます。

## 2 計画の基本目標

当町の現状や課題、住民のニーズ等を踏まえ、基本理念の実現に向けて、下記の3項目を計画の基本目標とし、それぞれの施策や事業を展開していきます。

### 基本目標Ⅰ 心身ともに健やかに、いきいきと暮らせるまちづくり

高齢になっても、住み慣れた地域で自立した暮らしが続けられるよう、ライフステージに応じた健康づくり事業、介護予防や重度化予防、認知症予防事業等に取り組みます。

また、高齢者の生きがいがいづくりや社会参加への促進、就労支援等を通じて高齢者が地域社会の一員として心も身体も充実した毎日を送ることができるまちづくりを進めます。

### 基本目標Ⅱ みんなで支えあい、安心して暮らせるまちづくり

地域に住むすべての人が、地域の課題を自分事として捉え、支え合うことのできる“我が事、丸ごと”の地域共生社会の実現に向け、地域の協力体制を強化し、住民がお互いに支えあうことができる社会づくりを進めます。また、社会参加を活発化するため、外出しやすい環境整備、防災・防犯体制や地域医療体制の充実に努めます。

### 基本目標Ⅲ 住み慣れた地域で、安心して介護が受けられるまちづくり

心身の状態に関わらず、高齢者の誰もが住み慣れた地域において安心した暮らしが続けられるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。そのため、介護保険サービスの充実のみならず、認知症対策への対策や健康維持に向けた環境の確保等、日常生活全般にわたるサービスや支援を充実するとともに、長期的な視点で介護保険制度の持続可能性を維持するため、介護サービスの適正利用に向けた取組を推進します。

## 第4章 施策の展開

### 基本目標Ⅰ 心身ともに健やかに、いきいきと暮らせるまちづくり

#### 1 生活習慣病予防の推進

##### 現状と課題

心身ともに健康な状態を維持するためには、規則正しい食事や十分な休息、適度な運動などの生活習慣の積み重ねを通じて介護予防や重症化予防、さらには軽度の症状の間に健康な状態へと戻す取組が重要です。そのためには、高齢者を対象とした施策だけでなく、若年層・壮年期を対象に周知啓発を行い、疾病の早期発見・早期治療、健康に関する不安の解消、町民の健康意識の向上に繋げる必要があります。

当町では健康診査やがん検診等、定期的な診断により、疾病の早期発見に努めるとともに、健康教育や健康相談等の実施を通して、総合的に町民の健康づくりを支援していきます。

##### 施策の方向

#### (1) 健康診査・がん検診の充実

##### ① 特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査・特定保健指導の実施については、「特定健康診査等実施計画」に基づき、受診率等の向上を図ります。特定健康診査は、健診機関等の関係機関と協議しながら、質の高い健診ができるよう努めます。

特定保健指導は、特定健康診査の結果により、生活習慣病を引き起こす可能性が高い方を対象に実施していきます。対象者に対しては、生活改善に取り組み、継続的な自己管理を行えるよう具体的な行動プランを提案し、健康的な生活が維持できるよう支援します。

健康運動教室や各種健康づくり教室などと連携し、わかりやすく効果的な特定保健指導の実施に努めます。

##### ② 後期高齢者健康診査

75歳以上の高齢者（後期高齢者）を対象に、疾病の早期発見や健康の保持増進を図ることを目的に健診を実施します。

##### ③ がん検診

全国的に死因の上位を占めているがんの早期発見・早期治療につなげるため、20歳以上の町民を対象として、胃がん、肺がん、大腸がん等の各種検診を特定健診に合わせて実施することで受診率向上を図ります。また、健康教育、広報等を利用し受診勧奨やがんの予防に関する啓発および知識の普及に努めます。



## (2) 健康教育の充実

生活習慣病の予防に向けて、糖尿病やCKD（慢性腎臓病）予防のための健康教室や講演会等を実施し、健康増進についての意識の向上につなげます。また、筋力や持久力を高める運動を実施し、習慣化することを目的に、健康運動教室を実施します。実施にあたっては、参加者の増加を図るとともに、自主的に運動を継続していただけるための支援を行います。

## (3) 健康相談の充実

気軽に相談でき、自分の健康について振り返る機会を設けることにより、生活習慣病予防、健康増進についての意識を高めます。

## (4) フレイル予防の推進

健康運動教室や健康相談、その他健診の機会等を通じてフレイルに関する周知啓発と予防の普及に努めます。

事業の推進にあたっては実態把握事業や特定健診の結果等を精査し、フレイルの可能性が高い高齢者を把握し、その時の心身の状況に応じて適切な保健指導や医療サービス、介護サービス等の活用につなげます。

### ① 保健事業と介護予防の一体的実施

国保データベース（KDB）システムを活用した健康地域課題を分析し、リスクのある高齢者に対して低栄養防止・重症化予防などの個別指導を行います。

また、通いの場等への積極的な関与を行い、フレイル予防などの集団指導を行います。

指標		現状値	目標値	出典
特定健診受診率		40.5%	44.0%	特定健康診査法定報告
後期高齢者健康診査の受診率		13.5%	15.0%	庁内資料
健康教育	開催回数	50回	55回	庁内資料
	延べ参加者数	669人	720人	庁内資料
健康相談	開催回数	12回	12回	庁内資料
	延べ相談件数	95件	120件	庁内資料
主観的健康観が「とても健康」＋「まあ健康」の割合		15.6%	20.0%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(R1)

※現状値は令和元年度実績（以下同様）

## 2 積極的な社会参加の推進

### 現状と課題

定年退職や子どもの自立をきっかけとして、趣味の活動や社会参加等に積極的に取り組む高齢者が多い一方、身体機能の低下等を理由に家に引きこもりがちになる高齢者もいます。しかし、引きこもりは、寝たきりや認知症、うつ状態を引き起こす要因にもなることから、身体機能の低下を予防するためにも、心身の状態をみながら定期的に外出することは非常に重要となります。また、高齢者に限らず、生きがいや生きがいを感じることでできる活動を見つけることは豊かな生活を送る上で大きな意味をもちます。当町では、高齢者の社会参加や生きがいづくりの機会として、高齢者が興味のある活動に積極的に取り組むことができるよう、社会福祉協議会、教育委員会とも連携し様々な活動への参加機会を設けていきます。

### 施策の方向

#### (1) 寿クラブ活動の充実

地域における高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、社会福祉協議会への委託により寿クラブ活動の自主的な運営を支援します。高齢者同士が活動を通してより一層親睦を深めるとともに、活動を通じた地域貢献を促して世代間交流を活発にし、寿クラブ活動が地域社会の中で広く認知されるよう努めます。

#### (2) 生涯学習の充実

高齢者の興味のある分野を取り入れる等、高齢者のニーズに合った生涯学習の機会を提供できるよう、適正なニーズの把握・学習内容の検討・指導者の確保を行います。

高齢者のもつ知識や技術の有効活用のために、指導者として活躍できる人材の把握に努めます。

#### (3) スポーツ・レクリエーション活動の支援

心身の状態に合ったレベルでスポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができるよう、活動内容を検討します。

高齢者が気軽に参加できるよう、活動情報の周知を図ります。

#### (4) ボランティア活動の推進

社会福祉協議会との連携を強化し、高齢者のボランティア活動を推進するため、あらゆる機会を通じてボランティア活動に対する関心を高め、高齢者のニーズを積極的に開拓するとともに、活動にあたって必要な支援を行なうことにより、地域福祉のコミュニティの形成を図ります。

## (5) 移動支援の充実

地域での生活や在宅での介護を希望する方が増加しており、あわせて在宅サービスへのニーズと移動支援、公共交通網の拡充に対するニーズも高まっています。

身体状況に関わらず誰もが、積極的に社会参加ができるよう移動支援の充実に努めます。

指標	現状値	目標値	出典
地区寿クラブの設置数	5	5	庁内資料
ボランティア等に参加している高齢者の割合（※月1回以上）	30.6%	35.0%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(R1)
スポーツ関係のグループ等に参加している高齢者の割合（※月1回以上）	26.4%	30.0%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(R1)
趣味関係のグループに参加している高齢者の割合（※月1回以上）	28.5%	30.0%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(R1)
学習・教養サークルに参加している高齢者の割合（※月1回以上）	12.6%	15.0%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(R1)

### 3 高齢者の雇用・就労支援の充実

#### 現状と課題

高齢者の中には、長年勤めた仕事を退職することで社会とのつながりが希薄になると感じる人も少なくはありません。働き盛りの世代とは異なり、高齢者の就労は社会参加の手段の一つであり、生きがいの創出にも関わるものです。

このような社会とのつながりや社会の一員としての意識を強くもつためには、高齢者であっても、本人の希望に応じて就労できる環境が必要になります。また、将来的にも深刻な問題である少子高齢社会において、高齢者が働き手としての役割を担うことは地域社会においても重要な意味を持ちます。

当町では、高齢者の就労の中心となるシルバー人材センターの支援や企業側へ的高齢者雇用の呼びかけ等を通じて、高齢者の就労意欲に応えられるよう、高齢者の就労の機会の充実を図っていきます。

#### 施策の方向

##### (1) 高齢者就労環境の整備促進

生涯にわたって働き続けることができる社会の実現に向けて、町内の企業に対し、高齢者雇用の促進を呼びかけ、延長雇用や高齢者の再雇用の機会、また、新規雇用の機会の増加を図ります。

また、関係機関と連携して高齢者の「雇用の創出」や「雇用の場の確保」に向けた施策を展開するとともに、新たなネットワークづくりや就労的活動支援コーディネーターの設置を検討します。

指標	現状値	目標値	出典
収入のある仕事をしている高齢者の割合	30.6%	32.0%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(R1)
就労的活動支援コーディネーターの配置	—	1人	庁内資料

## 基本目標Ⅱ みんなで支えあい、安心して暮らせるまちづくり

### 1 安心・安全なまちづくりの実現

#### 現状と課題

生涯に渡る安心・安全を確保するためには、交通事故や犯罪の防止から、地震・台風・豪雪等の自然災害に対するものまで様々な環境を整えることが重要であり、当町では道路や施設等の状況把握と設備の改善に努めています。安心・安全な生活環境を整えるためには、まず、日頃から町民が交通事故防止や防犯・防災に対して興味をもち、積極的に安心・安全な生活環境づくりに取り組む必要があります。また、昨今ではひとり暮らし高齢者が増加していることから、ひとり暮らし高齢者の安否確認についても日常的に行っていく必要があります。当町としては、町民の交通事故防止や防犯・防災に対する意識の向上に努めるとともに、ひとり暮らし高齢者の安否確認の実施体制や災害時要援護者対策についてさらなる充実を図っていきます。

#### 施策の方向

##### (1) 交通安全対策と防犯体制の充実

交通ルールや多発している詐欺等の情報を情報伝達システムや広報などの媒体を通じて提供し、町民の交通安全意識と防犯意識向上を図ります。

##### (2) 消費者被害の防止対策の充実

高齢者の被害が多い消費者被害に対して、日頃から注意喚起をするとともに、相談できる場として消費者センターなどの周知を行います。

##### (3) 災害時要援護者対策の充実

重度の障害者や重度の要介護者、ひとり暮らしの方及び高齢者のみの世帯など、災害が起きたときに手助け（支援）を必要とする方への対応について、介護事業者等と連携して支援を必要とする高齢者の人数や避難経路の確認等、情報共有と支援体制の整備を進めていきます。

また円滑な避難に向けて西桂町避難行動要支援者名簿への登録及び、救急医療情報キットの配布を促進します。

#### (4) 感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症をはじめ、気候変動の影響により感染リスクが高まっている新興・再興感染症等について、高齢者が正しい知識を持って感染予防対策を実践できるように様々な媒体を通じた周知を実施します。

また、事業者等を対象とした感染症に関する研修の実施等を検討し、介護従事者が感染症に対する理解や知見をもって業務に従事できるよう努めます。

#### (5) 孤立化対策の充実（ひとり暮らし高齢者の安否確認）

在宅高齢者配食サービス事業及び緊急通報装置貸与など、対象者の状況に応じた安否確認を図るとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などと連携を図りながら、見守りを推進していきます。

	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和10年 (2028年)
ひとり暮らし 高齢者数（推計）	178	183	193	216

参考：山梨県高齢者福祉基礎調査

## 2 すべての人が住みやすい生活環境の整備

### 現状と課題

すべての人が住みやすい生活環境とは、高齢者、子どもや妊産婦、障害のある人等にも配慮された生活環境のことです。バリアフリーやユニバーサルデザインといった言葉が近年では随分と浸透しているように、全国的にもスロープや車イス等でも使いやすい広いトイレ、ベビーベッド、手すり付きの手洗い場等の設置が進んでいます。また、公共施設だけでなく、居宅に関しても同様のことが言えます。住み慣れた居宅であっても、身体機能の低下に伴い、小さな段差につまずいたり、階段の上り下りが難しくなったりすることがあるため、必要に応じて、居宅に手すりやスロープ等の設置することができます。当町では、公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの活用を行います。

指標	現状値	目標値	出典
住宅改修サービスの新規利用者数	10件	15件	庁内資料

### 施策の方向

#### (1) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

豊かな福祉社会の実現に寄与するため、高齢者が安全に快適に生活できるように生活環境の整備については、関係課及び関係機関等と連携を図ります。

#### (2) 住まいに関する支援体制の充実

居宅における段差や階段など、転落や転倒、怪我の危険性をもつ箇所の改修について、高齢者が利用できる制度などを広く周知し、必要に応じて利用できるようにします。

## 基本目標Ⅲ 住み慣れた地域で、安心して介護が受けられるまちづくり

### 1 地域包括ケアシステムの深化と推進

#### 現状と課題

当町では、高齢者が住み慣れた地域でできる限り長く生活できるようにすることを目的に、地域包括ケア体制の整備を進めています。今後さらに高齢化が進む中、高齢者が健康で自立した生活を送ることができるようにすることが求められます。そのためには、要支援、要介護状態に至る前段階から連続的で一貫性のある介護予防事業の推進が必要となり、特にニーズの高い認知症対策については、地域の力も活用した全町的な取組が必要となります。

また、今後は介護だけでなく医療も必要とする高齢者の増加が見込まれていることから、地域包括支援センターが中心となって、在宅医療と在宅介護の連携体制を整える必要があります。アンケート調査結果からも、今後、介護が必要となった場合でも「自宅で暮らしたい」と考えている町民が多く、高齢者を取り巻く様々な分野が相互に連携し、高齢者支援に必要な情報や意見の交換をし、高齢者等の支援を十分行うため、地域包括支援センターの人材確保（主任ケアマネジャー等専任の職員）をはじめとした体制の着実な推進を目指します。

#### 施策の方向

##### （1）地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核機関として、介護や支援の必要な高齢者を把握し、その人に応じた支援やサービスの提供を進められるよう、マンパワーの充実に向けて検討します。

また、高齢者の健康づくりや介護予防、自立支援、介護保険サービス等、様々なサービスが包括的に行われるよう、保健、医療、介護の関係機関や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と連携・調整し、地域の支援ネットワークの構築を推進します。

##### ① 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターにおいて、生活機能が低下している高齢者を把握し、その高齢者が介護予防事業の対象者かどうかを精査した上で、自らの改善点や自立への意欲を引き出し、それぞれに適した介護予防プランを作成します。また、必要に応じてサービス担当者会議でモニタリングを行い、最終的な効果の評価を行います。

##### ② 総合相談支援事業

地域で生活する高齢者の様々な相談への対応と課題解決を図るため、夜間・休日の相談対応も含め誰もが気軽に相談できる環境整備を進めるとともに、個別訪問の実施や、民生委員・児童委員、その他関係機関との情報連携を通じて、高齢者の状況に応じた適切なサービスの利用につなげることで、自立した生活を支援します。



### ③ 包括的・継続的マネジメント事業

サービス担当会議開催支援や事例検討を通して介護支援専門員を指導・助言します。

また、居宅介護支援事業所に委託している介護予防支援の評価に同行し、適切な評価ができるように指導助言します

さらに、居宅介護支援事業所が行う事例検討会の準備・運営を指導し、適切なケアマネジメントが出来るように支援します。

指標	第7期 実績値			第8期 計画値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
地域包括支援センターを知っている高齢者の割合 (※役割まで知っている人)			20.4%	30.0%	30.0%	30.0%
地域包括支援センターの相談件数	118件	108件	180件	160件	170件	180件
介護支援専門員研修会開催	5回	5回	3回	5回	6回	6回

出典：庁内資料

### (2) 地域ケア会議の充実

高齢者に対する支援の充実をはじめ、それらを支える地域社会の基盤整備を推進し、地域包括ケアシステムの深化を図るため、「個別課題解決機能」「ネットワーク機能」「地域課題発見機能」「地域づくり・資源開発機能」「政策形成機能」の機能を持つ「西桂町地域包括ケア会議」を開催します。また今後は、専門的視点を有する多職種を交えた「自立支援型地域ケア会議」を開催し、比較的介護度の低い高齢者の「自立」を目標に、より適切で、実効性のあるケアプランを作成するため、ケアマネージャー等を含むサービス提供側のスキルアップを図ります。

自立支援型マネジメントを徹底することにより、健康寿命を延ばすことにつなげ、介護給付の適正化という財政的な意義だけでなく、高齢者がいきいきと暮らし続けるために有用な取組として実施します。

指標	第7期 実績値			第8期 計画値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
地域ケア個別会議回数	3	3	3	4	5	5
地域包括ケア会議開催回数	3	3	1	3	3	3
自立支援型地域ケア会議開催回数	0	0	0	1	1	1

出典：庁内資料

### (3) 在宅医療・介護の連携推進強化

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしく暮らすことができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの連携を推進するための体制の充実を図ります。また、平成30年度（2018年度）より開催している「西桂町在宅医療介護連携推進会議」において、地域の医療・介護の資源を把握し、在宅医療や介護に関する課題の抽出、解決に向けた検討及び協議を行い、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を推進します。

また、地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口として地域包括支援センターの周知を行うと共に、在宅介護や在宅での看取りについて考える機会として、在宅医療・介護普及啓発講演会の開催を継続して行います。

指標	第7期 実績値			第8期 計画値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
在宅医療・介護連携推進会議開催	1	1	0	1	1	1
在宅医療・介護連携に関する相談支援	—	—	—	8	10	10
在宅医療・介護普及啓発講演会開催	1	1	0	1	1	1
在宅医療・介護普及啓発講演会延べ参加者数	32	112	—	120	130	130
在宅見取りの件数	—	1	3	4	5	5

出典：庁内資料

### (4) 家族介護支援の推進

介護者となる家族を対象とした介護教室等の開催を検討し、介助負担の軽減に向けた相談や支援、介護者同士のつながりや情報交換の場を提供します。

また、介護離職ゼロに向けて、働く介護者の相談機会の確保と介護休暇等の制度の周知に努め、家族の人数や経済状況等、世帯の実情に応じた適切なサービスの提供を行います。

指標	第7期 実績値			第8期 計画値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
家族介護者を対象とした介護教室の開催	—	—	—	1	2	2
家族介護者の相談の確保	—	—	—	1	2	2

出典：庁内資料

## (5) 生活支援サービスの体制整備事業の推進

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護サービスの提供のみならず、地域住民に身近な存在である町が中心となって、NPO、民間企業、ボランティア、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、寿クラブ等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に行っていくことを目的に事業の推進を図ります。

### ① 生活支援コーディネーターの配置

生活支援の担い手の養成や関係機関のネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等の役割を果たす「生活支援コーディネーター」について、町全域で活動する第1層コーディネーターに加え、各地区で活動する第2層コーディネーターの配置等、コーディネーターの充足を図ります。

### ② 協議体の設置及び運営

生活支援サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的な取組につながることから、コーディネーターと多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有及び連携・協働による体制整備を推進するため、協議体が設置されています。第8期計画では、さらなる連携・協働を推進するため、協議体を定期的開催していきます。

指標	第7期 実績値			第8期 計画値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
第1層コーディネーター 配置人数	1	1	1	1	1	1
第2層コーディネーター 配置人数	0	0	0	1	2	3
協議体開催回数	0	1	1	3	3	3

出典：庁内資料

第1層コーディネーター：各地区で活動する第2層コーディネーターとは別に、より広域的な解決を目指すべき事項や町全体の課題を共有する人員を指す。

第2層コーディネーター：各地区で高齢者の社会参加や生活支援体制の構築を支える人員を指し、地域の高齢者とサービス提供主体をつなげる役割を担う。

## 2 介護予防の推進・日常生活支援総合事業の推進

### 現状と課題

高齢化の進行による介護ニーズの高まりを受け、介護サービスの量・質の確保が喫緊の課題となっています。その一方で、介護を必要とする高齢者を減らす取組として、介護予防事業への注目も高まっています。介護予防事業は、介護を必要としない高齢者を対象に、その身体機能や認知機能の低下を最小限に抑え、できる限り介護を必要としない期間を延ばす取組のことです。介護を必要としない状態をできる限り維持し、いきいきとした生活を継続して送ることは、将来的なサービスの必要量や介護保険料の抑制にも効果があるとみられています。そのため、介護予防の必要性を広く周知し、あらゆる機会において介護予防事業の参加を勧める等、気軽に介護予防事業に取り組める環境づくりが大切になります。

また、現在当町には、要支援認定者が利用できる多様な主体による訪問、通所サービスが不足しているため、選択肢が限られており、自立への支援が困難な状態にあります。今後、緩和型の訪問、通所サービスの導入に向けて、介護サービス事業所等と連携や、事業の充実に向けて、ボランティア、NPO等の多様な主体による多様な生活支援サービスを充実させるための基盤整備を行っていく必要があります。

### 施策の方向

#### (1) 一般介護予防事業の推進

町独自の事業や地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、地域の高齢者が自主的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施するような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する方を活かした自立支援に資する取り組みを推進し、要介護状態になっても生きがいや役割を持って生活できる地域の構築を目指します。

##### ① 介護予防把握事業

地域の実情に応じて、収集した情報等の活用により閉じこもり等の何らかの支援を要する方を把握し、早期に介護予防活動につなげることを目的とした事業です。民生委員・児童委員や、かかりつけ医等関係機関からの情報はもとより、後期高齢者保健事業において、医療機関未受診情報や後期高齢者質問票等により対象者を把握し、住民主体の介護予防活動につなげる取組を実施します。

##### ② 介護予防普及啓発事業

介護予防についての知識の普及や啓発を行うために、講演会の開催やパンフレットの作成及び配布等行います。また、介護予防教室として、元気はつらつ運動教室、転倒予防教室、認知症予防教室、口腔機能向上教室を行っていきます。

### ③ 地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う事業です。いきいき交流会や住民主体の通いの場等の活動を地域の实情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的に実施していきます。今後新たな取組として、通いの場において、保健師又は管理栄養士等による健康講話等を積極的に行い、健康に関する意識の醸成も行っていきます。

### ④ 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画において定める目標値の達成状況や成果の検証を通じ、一般介護予防事業の評価を行い、その結果に基づき事業の改善を図ります。

### ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を強化するために、通所・訪問・地域ケア会議・サービス担当者会議・住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職との関与を促進する事業です。

指標		第7期 実績値			第8期 計画値		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
元気はつらつ運動教室	実施回数	95	80	53	96	96	96
	延べ参加者数	1,708	1,249	699	1,920	2,112	2,208
転倒予防教室(初級コース)	実施回数	15	15	15	15	15	15
	延べ参加者数	192	219	215	225	225	225
転倒予防教室(中級コース)	実施回数	15	15	11	15	15	15
	延べ参加者数	360	342	128	375	375	375
いきいき健口教室	実施回数	1	1	0	4	5	5
	延べ参加者数	13	96	0	80	100	100
認知症予防教室	実施回数	15	15	8	15	15	15
	延べ参加者数	624	585	240	750	750	750
いきいき百歳体操実施支援	実施箇所数	—	3	3	4	5	5
	延べ参加者数	—	—	1,995	2,112	2,860	3,080
いきいき交流会	実施回数	76	75	67	77	80	84
	延べ参加者数	1,391	1,468	1,523	1,507	1,565	1,643

出典：庁内資料

## (2) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

要支援者の介護予防や一般高齢者の健康づくりを目的とする「介護予防事業」については、介護保険制度の改正により、介護予防と生活支援を一体的に提供する「総合事業」へ移行しました。総合事業のうち「介護予防・生活支援サービス事業」は、把握された介護予防高齢者に対し、運動機能向上や栄養改善などを目的に、訪問型・通所型サービスやその他の生活支援サービスの提供を行うものです。今後は、従来の訪問型、通所型サービスに加え、多様な主体による多様な生活支援サービスの提供体制の構築を図ります。

### ① 訪問型サービス

ホームヘルパー等が訪問し、掃除や洗濯などを利用者とともにやり、利用者自身が安心して生活できるように支援します。

### ② 通所型サービス

デイサービスや地域の自主活動に通い、生活機能の維持向上のための体操や食事などのサービスを提供します。

### ③ その他の生活支援サービス

要支援者に対し、栄養改善を目的とした配食サービスや一人暮らし高齢者への見守り活動等を実施します。

### ④ 介護予防ケアマネジメント事業

対象者から依頼を受け、介護予防及び日常生活支援を目的としたサービス等を利用するための計画を作成します。

指標	第7期 実績値			第8期 計画値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
訪問型サービス (現行相当サービス利用者実人数)	48	38	52	76	85	95
通所型サービス (現行相当サービス利用者実人数)	104	101	95	202	227	252
介護予防ケアマネジメント事業 (件数)	6	8	14	16	18	20

出典：庁内資料

### 3 認知症対策と権利擁護の推進

#### 現状と課題

##### < 認知症対策 >

急速な高齢化とともに、認知症高齢者の増加が問題となっています。認知症は、高齢者だけでなく若い人も発症する可能性があり、早い段階で治療を開始することで症状の進行を遅らせることが可能な病気です。

一方で軽度の症状のうちには単なる物忘れやうつ病と誤認されることも多く、家族等が対応に困ってから受診するケースが少なくありません。そのため、町民が認知症について正しく理解し、早い段階で受診することの重要性を知ること、重度の認知症高齢者の増加を防ぐ必要があります。

令和元年に制定された「認知症施策推進大綱」では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」とともに「予防」を重視した施策を推進しています。当町では認知症を地域の問題として捉え、地域が一体的に認知症高齢者を見守る体制の構築に努めるとともに、今後も認知症サポーターの養成を行う等、認知症高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援していきます。

##### < 権利擁護 >

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な高齢者が大幅に増加することが見込まれる中、法律面や生活面で支援する権利擁護システムとしての成年後見制度は大きな役割が期待されますが、町民アンケートからも見えてくるように、「成年後見制度」認知状況については、「名前を知っているが内容までは知らない」「知らない」と答えた方が7割近くおり、成年後見制度の必要性和具体的な活用方法について周知していく必要があります。

また高齢者虐待防止の理念についての理解は進んでいる一方で、潜在的な高齢者虐待と思われる事例があり、具体的な早期発見、未然防止への取組を強化すると共に、介護している家族や地域の住民に理解しやすい広報・啓発を行い、高齢者虐待防止に関する町民意識の向上を図っていく必要があります。



## 施策の方向

### (1) 認知症対策の推進

認知症に関する情報について広く周知・啓発を行い、認知症への理解が深まり、早期発見・早期対応できるよう、相談支援体制の充実を図り、認知症の人やその家族への支援体制の充実を図ります。

#### ① 認知症に関する広報・啓発

町民が認知症に対して正しい知識を持つことで、早期発見・早期治療を推進するとともに、家族や知人が気軽に相談に来ることができるよう、認知症相談窓口の周知徹底と認知症ケアパス（認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示したもの）の普及や認知症普及啓発講演会を行います。

#### ② 認知症初期集中支援の推進

医療や介護とのつながりのない高齢者や、若年性認知症が疑われる方等を対象とした認知症初期集中支援チームによる早期の継続的・包括的な支援を、認知症サポート医、かかりつけ医等の各支援機関の相互の連携のもと、集中的に実施していきます。

#### ③ 認知症カフェの推進

認知症の方やその家族のニーズを把握するとともに、認知症の方やその家族が気軽に集い、活動できる場所として、認知症カフェの設置支援を行います。人とのつながりを通して認知症の方や介護する家族等の孤立を防ぐことで介護負担の軽減を図ります。

#### ④ 認知症サポーター養成事業

認知症について正しく理解し、地域の認知症高齢者やその家族を見守り、支援する認知症サポーターの養成を推進します。また、認知症サポーターフォローアップ講座を開催し、認知症サポーターの地域での活動の充実を図り、認知症の方ができる限り地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の方やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」を整備し、「共生」の地域づくりを推進します。

若年層に対する啓発や福祉教育の一環として認知症サポーター養成講座を開催するほか、認知症の方とご家族への見守りや支援を行う事業所として登録される「認知症サポート事業所」の登録を推進します。

「チームオレンジ」：支援を必要とする認知症の方に対して、その近隣に住む認知症サポーターによって編成されるチームを指す。  
認知症の方やその家族に対して、生活面を中心に早期から支援を行う。



### ⑤ 見守り・SOSネットワークの構築

地域における認知症高齢者の見守り体制については、西桂町「ちょっと気がかり」ネットワーク事業と連携すると共に、民生委員・児童委員、寿クラブ、認知症サポート事業所、地域包括支援センター等が連携を図り、ひとり歩き高齢者を早期に発見できる仕組みづくり構築します。また、認知症等により、ひとり歩きのある高齢者等の家族に対して、位地探知機等の助成を行います。

指標		第7期 実績値			第8期 計画値		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
認知症にかかる相談窓口の認知状況		—	—	15.6%	30.0%	30.0%	30.0%
認知症普及啓発講演会 開催回数 参加延人数		0	0	1	1	1	1
認知症初期集支援チーム 支援人数		3	2	2	4	4	4
認知症地域支援推進員数		2	3	3	3	3	3
認知症カフェ設置		0	0	0	0	0	1
認知症サポーター養成講座	開催回数	1	0	1	2	2	2
	養成人数	17	0	25	50	50	50
認知症サポーターステップアップ養成講座開催		0	0	0	0	0	1
チームオレンジの設置		—	—	0	0	0	1
認知症SOSネットワーク設置		0	0	0	0	1	1
認知症サポート事業所登録件数		—	4	4	6	8	10

出典：庁内資料

## (2) 権利擁護の推進

高齢者の意思を尊重し、尊厳が守られるよう、高齢者虐待の防止及び相談支援、成年後見制度の利用促進に努めます。

### ① 成年後見制度等の普及啓発及び利用促進権利擁護の推進

地域包括支援センターにてひとり暮らし、認知症、知的障害、精神障害のある高齢者等で、判断能力が十分でない方が地域で安心して生活ができるように、地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用支援等により、権利擁護の推進に努めます。その具体的な内容として、西桂町成年後見制度利用促進計画を策定し、中核機関の設置等行っていきます。

### ② 高齢者虐待の早期発見・相談体制の充実

高齢者虐待の対応窓口である地域包括支援センターを中心として、地域住民、民生委員・児童委員等地域による見守り、支え合いを強化し、虐待の疑いのあるケースやハイリスク世帯の早期発見、速な対応に努めるとともに、高齢者や家族に対する相談、助言、指導などの相談体制を充実します。

また高齢者の介護に携わる施設などの職員に対しても、講習会等を通じて、高齢者の権利擁護に関する意識啓発に努め、介護従事者による虐待の防止を図ります。

指標	第7期 実績値			第8期 計画値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
成年後見制度の利用促進	0	0	0	1	2	2
成年後見制度啓発講演会	0	0	0	1	1	1
高齢者虐待への対応	0	1	1	1	2	2
老人福祉施設等への措置支援	0	0	0	1	1	1

出典：庁内資料

## 4 生活支援サービスの充実

### 現状と課題

高齢化や核家族化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加傾向にあります。介護認定の有無にかかわらず、このような世帯は日常的・緊急時になんらかの支援を必要としていることが多いことから、要介護状態でない高齢者が利用できるサービスについても充実が望まれています。サービス内容は、配食を兼ねた安否確認や外出時の支援、軽度な家事援助、緊急時の通報サービスなど多岐にわたり、いくらか条件はあるものの、高齢者の必要に応じてサービスが利用できるようになっていきます。また、家族介護者の経済的負担軽減を目的とした介護用品支給事業も利用できるようになっていきます。

当町では、これらのサービスを必要としている高齢者、家族介護者が利用できるよう、今後もサービスの周知徹底に努めます。

### 施策の方向

#### (1) 配食サービス

高齢や心身の障害、疾病等の理由により調理が困難な方を対象に、昼食の配食サービスを行います。

#### (2) 外出支援サービス

ひとり暮らし、高齢者世帯で、負担能力のない、自家用車を持たない高齢者を対象に、自宅から医療機関への送迎を行います。

#### (3) 軽度生活援助（ホームヘルプサービス）

ひとり暮らし等の高齢者を対象に、外出・散歩の付き添いや食材の買物など、軽易な日常生活上の家事援助等を行います。

#### (4) 訪問理美容サービス

寝たきり等の高齢者等を対象に、自宅を訪問して理美容サービスを行います。

#### (5) 緊急通報システム

ひとり暮らし高齢者等が、緊急時に支援者に連絡して、いち早く応急処置、救急体制をとるためのシステム機器を貸与します。

## (6) いきいき交流会活動への支援

閉じこもりがちな高齢者の集う場を提供しようとするボランティア活動に対する、活動支援を行います。

当町においては令和2年度現在、7カ所で実施しています。

## (7) 介護用品支給事業

高齢者の経済的負担の軽減を図るため、要介護4・5に相当し、介護用品の支給が必要と認められる在宅生活高齢者に支給します。

## (8) タクシー利用料金補助事業

75歳以上の、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、日中独居等の高齢者等の交通の確保、地域のつながりを図ります。

指標	第7期 実績値			第8期 計画値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
配食サービス						
利用者数(人)	6	5	8	5	6	6
延べ利用回数(回)	397	340	531	480	540	540
外出支援サービス						
利用者数(人)	7	6	6	7	7	8
延べ利用時間(時間)	158	148	143	160	160	175
軽度生活援助						
利用者数(人)	0	0	1	1	2	2
延べ利用回数(回)	0	0	10	24	35	35
訪問理美容サービス						
利用者数(人)	3	3	6	4	5	6
延べ利用回数(回)	8	11	12	12	12	13
緊急通報						
利用者数(人)	10	10	4	11	12	13
延べ利用回数(回)	108	75	48	97	115	126
介護用品						
支給者数(人)	31	29	27	27	30	31
延べ利用回数(回)	263	249	193	258	266	271
タクシー補助						
利用者数(人)	76	56	67	66	72	75
延べ利用回数(回)	2,825	3,086	3,465	3,520	3,770	3,880

出典：庁内資料

## 5 介護サービス（予防給付・介護給付）の推進

### 現状と課題

高齢者の増加に伴い、介護を必要とする高齢者は増加傾向にあります。アンケート結果より、強い在宅介護意向がみられることから、今後はますます居宅サービスへのニーズが高まるものと思われます。しかし、将来的には在宅介護を希望している人が多くいる一方で、現状は在宅での介護が難しく、施設への入所を希望している高齢者も少なくありません。

このような方達の生活の場としての施設サービスも、適正なニーズの把握の上、充実させていく必要があります。また、高齢者の住み慣れた地域での生活を支援するための地域密着型サービスも、必要に応じた充実が求められています。

### 施策の方向

#### 介護現場の革新に関する取組

シルバー人材センター等と連携し、介護現場における元気高齢者の雇用の促進を図ります。また、県と連携したロボット、ICTの活用等を通じて、介護現場の革新を図ります。

また、業務の効率化の観点から、介護職員・介護従業者等の負担軽減のため、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化を推進し、文書量削減等に係る取組を検討します。

#### (1) 居宅サービス・介護予防サービスの提供体制の確保

##### ① 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や、調理・掃除などの生活援助を行います。また、通院時などのための乗車または降車を含めた介助もあります。

介護予防訪問介護は、2017年度（平成29年度）から新しい総合支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の開始に伴い、地域支援事業に移行しました。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問介護	利用量 (回/年)	4,986	7,738	5,152	9,960	10,789	11,262
	利用者数 (人/年)	344	384	414	468	504	528

## ② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

居宅を訪問して、浴槽を提供して入浴の介護を行うものです。

入浴は、寝たきり老人等にとって衛生面のみならず、心身両面に良い影響を与え、生活意欲を高めることにつながります。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問入浴介護	利用量 (回/年)	189	216	271	439	451	454
	利用者数 (人/年)	36	40	59	84	84	84
介護予防 訪問入浴介護	利用量 (回/年)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
合 計	利用量 (回/年)	189	216	271	439	451	454
	利用者数 (人/年)	36	40	59	84	84	84

## ③ 訪問看護・介護予防訪問看護

看護師等が居宅を訪問して療養上の世話又は必要な診療の補助を行うものです。

今後在宅で過ごす要介護者の増加が予想され、必要とする適切な医学的管理指導が訪問看護師により行われることが求められます。利用者のサービスについての理解を進めるとともに、訪問看護師の確保と資質の向上を図ります。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問看護	利用量 (回/年)	1,361	1,486	1,217	2,299	2,778	2,839
	利用者数 (人/年)	165	189	226	264	312	324
介護予防 訪問看護	利用量 (回/年)	28	23	24	22	22	22
	利用者数 (人/年)	5	6	12	12	12	12
合 計	利用量 (回/年)	1,389	1,509	1,241	2,321	2,800	2,861
	利用者数 (人/年)	170	195	238	276	324	336

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士（PT）や作業療法士（OT）等が居宅を訪問して、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うものです。

今後はサービス提供事業者の参入を促すなど、専門職員を確保し、サービスを拡充していきます。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問 リハビリテーション	利用量 (回/年)	42	144	96	634	634	634
	利用者数 (人/年)	6	9	24	24	24	24
介護予防 訪問 リハビリテーション	利用量 (回/年)	0	0	12	0	0	0
	利用者数 (人/年)	0	0	3	0	0	0
合 計	利用量 (回/年)	42	144	108	634	634	634
	利用者数 (人/年)	6	9	27	24	24	24

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うものです。

今後も、居宅療養管理指導が有効に行われ、在宅における要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、予防に資するよう、保健・医療・福祉の連携を進めます。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅療養管理指導	利用者数 (人/年)	174	195	201	252	276	276
介護予防 居宅療養管理指導	利用者数 (人/年)	7	8	12	12	12	12
合 計	利用者数 (人/年)	181	203	213	264	288	288

## ⑥ 通所介護

日帰りの高齢者デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、入浴、食事の提供等の日常生活上の世話、機能訓練を行うものです。

介護予防通所介護は、平成29年度（2017年度）から新しい総合支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の開始に伴い、地域支援事業に移行しました。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
通所介護	利用量 (回/年)	9,573	10,238	10,154	11,873	12,362	12,362
	利用者数 (人/年)	855	919	957	1,008	1,056	1,056

## ⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院等に通わせ、当該施設において、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うものです。

家の中で過ごすことが多い要介護者の身体機能の維持・改善につながるほか、介護者の負担軽減につなげていきます。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
通所 リハビリテーション	利用量 (回/年)	1,414	1,010	910	1,135	1,039	1,039
	利用者数 (人/年)	215	166	139	180	168	168
介護予防通所 リハビリテーション	利用者数 (人/年)	0	3	21	24	24	24
合 計	利用量 (回/年)	1,414	1,010	910	1,135	1,039	1,039
	利用者数 (人/年)	215	169	160	204	192	192



⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設に短期入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うものです。

要介護者だけでなく介護者にとっても必要性の高いサービスです。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
短期入所生活介護	利用量 (日/年)	2,460	2,659	2,354	2,364	2,678	2,692
	利用者数 (人/年)	274	289	269	276	312	312
介護予防 短期入所生活介護	利用量 (日/年)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
合 計	利用量 (日/年)	2,460	2,659	2,354	2,364	2,678	2,692
	利用者数 (人/年)	274	289	269	276	312	312

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所し、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を行うもので、短期入所生活介護と同じく在宅介護支援の重要なサービスです。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
短期入所療養介護	利用量 (日/年)	109	57	14	84	84	84
	利用者数 (人/年)	11	6	1	12	12	12
介護予防 短期入所療養介護	利用量 (日/年)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
合 計	利用量 (日/年)	109	57	14	84	84	84
	利用者数 (人/年)	11	6	1	12	12	12

⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具（車いす、特殊寝台等）の貸与を行います。

福祉用具は在宅での生活を支援するために各種用具が用意され、介護の利便性や身体の障害を補完する上でも効果があるため、在宅サービスの利用者のニーズも高くなっています。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
福祉用具貸与	利用者数 (人/年)	1,002	1,075	1,099	1,152	1,236	1,248
介護予防 福祉用具貸与	利用者数 (人/年)	114	119	137	132	132	132
合計	利用者数 (人/年)	1,116	1,194	1,236	1,284	1,368	1,380

⑪ 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

入浴又は排せつの用に供する福祉用具等の購入費を一部助成します。福祉用具の有効な活用は、要介護者の在宅での自立した生活につながります。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
特定福祉用具購入	利用者数 (人/年)	17	11	11	12	12	12
特定介護予防 福祉用具購入	利用者数 (人/年)	1	4	2	12	12	12
合計	利用者数 (人/年)	18	15	13	24	24	24

⑫ 住宅改修・予防介護住宅改修

手すりの取り付け、段差解消等についての費用の一部助成を行います。手すりの取り付けや、和式から洋式への便器の取替えなどの住宅改修は、要介護者の在宅での自立した生活につながります。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
住宅改修	利用者数 (人/年)	11	6	5	12	12	12
予防介護 住宅改修	利用者数 (人/年)	1	2	7	12	12	12
合計	利用者数 (人/年)	12	8	12	24	24	24

⑬ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入所している要介護者等について、計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うもので、その施設内で一体的に提供される介護サービスです。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
特定施設 入居者生活介護	利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	1
介護予防 特定施設 入居者生活介護	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	1

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、居宅で介護を受ける人の心身の状況、希望等を踏まえ、介護サービス、福祉サービスの利用等に関し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関等との連絡調整などを行うものです。

介護予防支援は、地域包括支援センターが委託する居宅介護予防支援事業所が介護予防サービス計画を作成し、これらが確実に提供されるように、介護サービス提供機関等との連絡調整などを行うものです。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅介護支援	利用者数 (人/年)	1,521	1,483	1,459	1,404	1,560	1,548
介護予防支援	利用者数 (人/年)	52	127	142	168	168	168
合計	利用者数 (人/年)	1,573	1,610	1,601	1,572	1,728	1,716

## (2) 施設サービス

### ① 介護老人福祉施設

施設サービス計画に基づいて、入所者に介護等の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行います。

要介護3以上が原則入所対象者となっていますが、やむを得ない事情がある場合は、特例的に入所できます。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護老人 福祉施設	利用者数 (人/月)	17	18	24	22	23	24

### ② 介護老人保健施設

施設サービス計画に基づいて、入所者に看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他の必要な医療並びに日常生活上の支援を行います。

今後も、医療と福祉の両方のサービスを提供し、病院から家庭への橋渡しの役割を担うことが必要です。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護老人 保健施設	利用者数 (人/月)	12	15	11	13	14	14

### ③ 介護医療院

長期にわたり療養が必要な要介護者の方に対して、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた介護保険施設です。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護医療院	利用者数 (人/月)	0	0	1	1	1	2

#### ④ 介護療養型医療施設

施設サービス計画に基づいて、入所者に療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な訓練を行います。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護療養型 医療施設	利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	0

### (3) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

可能な限り、自宅または住み慣れた地域において、自立した日常生活を営めるよう、身近な地域で提供されることが適切なサービス類型として、『地域密着型サービス』が平成18年度（2006年度）からスタートしました。平成28年度（2016年度）から小規模な通所介護が「地域密着型通所介護」に移行したため、地域密着型サービスが提供可能となっています。

これらサービスについては、日常生活圏域別に整備目標を設けてサービスを提供していく必要があります。サービス事業者の指定は、地域密着型サービス事業を行う者の申請により、地域密着型サービスを行う事業所ごとに 町長が行うこととなっています。

#### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うものです。当町では実施していないサービスのため、利用希望者から相談が寄せられた際には、周辺市町と連携し対応を検討します。

#### ② 夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回訪問により、又は通報を受けて、要介護者の居宅で要介護者にケアを行うものです。

人口20万人に対して1事業所が目安と言われるサービスであり、これまでに事業所の参入希望もなく、当町では実施していないサービスです。利用希望者から相談が寄せられた際には、周辺市町と連携し対応を検討します。

### ③ 地域密着型通所介護

少人数で生活圏域に密着したサービスとして、利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所が実施する通所介護で、居宅サービスから地域密着型サービスに平成28年度（2016年度）から移行しています。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域密着型 通所介護	利用量 (回/ 年)	2,742	2,466	2,167	2,496	2,644	2,644
	利用者数 (人/ 年)	230	201	168	192	204	204

### ④ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態である人について、デイサービスセンター等において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものです。当町では実施していないサービスのため、利用希望者から相談が寄せられた際には、周辺市町と連携し対応を検討します。

### ⑤ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護者の居宅から、サービスの拠点に通う、もしくは短期宿泊するなどして家庭的な環境の中で日常生活上のケアを行うものです。デイサービスを中心とし、利用者の必要性に応じてデイサービスの時間を延長したり、家庭を訪問してホームヘルプサービスを行ったり、またショートステイも行うことができます。

⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

要介護者であって認知症の人（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある人を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うものです。

認知症高齢者の増加に対応して、認知症対応型共同生活介護の拡充を図ります。当町では実施していないサービスのため、利用希望者から相談が寄せられた際には、周辺市町と連携し対応を検討します。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認知症対応型 共同生活介護	利用者数 (人/月)	1	0	0	0	0	0
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
合 計	利用者数 (人/月)	1	0	0	0	0	0

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29名以下で入居者が要介護者、その配偶者等に限定されている有料老人ホームに入所している要介護者に対してケアを行うものです。当町では実施していないサービスのため、利用希望者から相談が寄せられた際には、周辺市町と連携し対応を検討します。

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29名以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対してケアを行うものです。当町では実施していないサービスのため、利用希望者から相談が寄せられた際には、周辺市町と連携し対応を検討します。

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせてサービスを提供するものです。当町では実施していないサービスのため、利用希望者から相談が寄せられた際には、周辺市町と連携し対応を検討します。

## 6 高齢者の住まいの確保

### 現状と課題

介護が必要な状態になっても、在宅における生活を希望する高齢者が多いことから、在宅で受けられるサービスの充実を望む声が大きくなっています。一方で、経済的理由や介護者の不在、心身の障害などの環境的理由により、在宅生活が困難となる高齢者が増えてくることが予測されます。高齢者が住み慣れた地域・自宅で暮らし続けていくために、自宅での生活が困難になった場合の選択肢として、「施設」「住宅」などの多様な「住まい」の場を確保していくことが必要となります。

### 施策の方向

高齢者が住み慣れた地域・自宅で安心して自立した暮らしを送るために、介護保険施設をはじめとする多様な施設や、多様な住宅の確保、検討を進めます。

#### (1) 養護老人ホーム

65歳以上で、環境上の理由、及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な人を措置の対象にしています。

#### (2) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

60歳以上の夫婦または高齢者で、身体的機能の低下や高齢などのため、居宅において独立して生活することが困難な人などに対し、自立した生活が継続できるよう食事や入浴などのサービスが受けられる施設です。

#### (3) 有料老人ホーム

有料老人ホームは、高齢者が暮らしやすいように配慮した「住居」です。概ね60歳以上の人で、本人と設置者との自由契約に基づく金額自己負担の施設です。施設の特色を生かした各種サービスを提供しています。

#### (4) サービス付き高齢者住宅

一人暮らし高齢者・夫婦のみ世帯が安心して暮らせる賃貸住宅として、介護・医療と連携して高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。

#### (5) 自費宿泊施設の整備

介護者の急用等により、一時的に入所が必要となった要介護者が、身近な地域で介護を受けられるための施設を整備します。

指標	第7期 実績値			第8期 計画値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
養護老人ホーム 入所者数(人)	2	2	2	3	3	3
軽費老人ホーム 入所者数(人)	2	2	1	2	2	2
有料老人ホーム	2	3	4	5	6	6
サービス付き高齢者住宅	3	3	3	4	5	5

出典：庁内資料



## 7 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

### ●基本的考え方

高齢者が地域において自立した生活を営むことができるよう、身体や生活の状況に応じた適切な支援や、要介護状態となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、町が取り組むべき具体的な自立支援施策と、施策を効果的に推進するための目標を次のように定めます。

#### ① 自立支援・介護予防に関する普及啓発

自立支援・介護予防に関する講座の開催やパンフレットの配布等を行い、健康寿命の延伸を目標に、要介護状態となることの予防や要介護状態の軽減や悪化の防止に向けて、町民や事業者への普及啓発を行います。

#### ② 地域ケア会議の充実（再掲）

高齢者に対する支援の充実をはじめ、それらを支える地域社会の基盤整備を推進し、地域包括ケアシステムの深化を図るため、「個別課題解決機能」「ネットワーク機能」「地域課題発見機能」「地域づくり・資源開発機能」「政策形成機能」の機能を持つ「西桂町地域包括ケア会議」を開催します。また今後は、専門的視点を有する多職種を交えた「自立支援型地域ケア会議」を開催し、比較的介護度の低い高齢者の「自立」を目標に、より適切で、実効性のあるケアプランを作成するため、ケアマネージャー等を含むサービス提供側のスキルアップを図ります。

自立支援型マネジメントを徹底することにより、健康寿命を延ばすことにつなげ、介護給付の適正化という財政的な意義だけでなく、高齢者がいきいきと暮らし続けるために有用な取組として実施します。

#### ③ 自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの質の向上

介護支援専門員に対する研修の実施やケアプラン点検、地域密着型サービス事業所への実地指導等実施し、町民の介護予防と重度化の防止に努めます。

#### ④ 高齢者の社会参加の促進と介護予防事業の充実

高齢者の社会参加や生きがいづくりの機会としてボランティア活動の推進や通いの場の創出を行うと共に介護予防事業等への参加を促します。

取組内容・目標		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
自立支援・介護予防普及啓発事業		実施	実施	実施
地域ケア会議の開催		3回	3回	3回
自立支援型地域ケア会議の開催		1回	2回	2回
介護支援専門員に対する研修会		5回	5回	5回
ケアプラン点検		10事業所	10事業所	10事業所
住民主体の通いの場の数		3力所	4力所	5力所
ボランティアなどに参加している高齢者の増加		3割	4割	4割
一般介護予防事業	開催回数	145回	146回	146回
	延べ参加者数	3,350人	3,562人	3,658人

## ■サービス見込み量

### 【介護サービス】

※ 回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
<b>居宅サービス</b>				
訪問介護	回数（回）	830.0	899.1	938.5
	人数（人）	39	42	44
訪問入浴介護	回数（回）	36.6	37.6	37.8
	人数（人）	7	7	7
訪問看護	回数（回）	191.6	231.5	236.6
	人数（人）	22	26	27
訪問リハビリテーション	回数（回）	52.8	52.8	52.8
	人数（人）	2	2	2
居宅療養管理指導	人数（人）	21	23	23
通所介護	回数（回）	989.4	1,030.2	1,030.2
	人数（人）	84	88	88
通所リハビリテーション	回数（回）	94.6	86.6	86.6
	人数（人）	15	14	14
短期入所生活介護	日数（日）	197.0	223.2	224.3
	人数（人）	23	26	26
短期入所療養介護	日数（日）	7.0	7.0	7.0
	人数（人）	1	1	1
福祉用具貸与	人数（人）	96	103	104
特定福祉用具購入	人数（人）	1	1	1
住宅改修	人数（人）	1	1	1
特定施設入居者生活介護	人数（人）	1	1	1
<b>地域密着型サービス</b>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数（人）	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人数（人）	0	0	0
地域密着型通所介護	回数（回）	208.0	220.3	220.3
	人数（人）	16	17	17
認知症対応型通所介護	回数（回）	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人数（人）	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人数（人）	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数（人）	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数（人）	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人数（人）	0	0	0

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
<b>施設サービス</b>				
介護老人福祉施設	人数(人)	22	23	24
介護老人保健施設	人数(人)	13	14	14
介護医療院	人数(人)	1	1	2
介護療養型医療施設	人数(人)	1	1	0
<b>居宅介護支援</b>				
居宅介護支援	人数(人)	117	130	129

### 【介護予防サービス】

※ 回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
<b>介護予防サービス</b>				
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防訪問看護	回数(回)	1.8	1.8	1.8
	人数(人)	1	1	1
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	1	1	1
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	2	2	2
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	11	11	11
特定介護予防福祉用具購入	人数(人)	1	1	1
介護予防住宅改修	人数(人)	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0
<b>地域密着型介護予防サービス</b>				
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	0	0	0
<b>介護予防支援</b>				
介護予防支援	人数(人)	14	14	14

## 第5章 介護保険事業費の算定

### 1 介護保険給付費の見込み

#### 1 介護サービス給付費

給付費（千円）	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
<b>居宅サービス</b>			
訪問介護	27,339	29,735	30,990
訪問入浴介護	5,408	5,560	5,590
訪問看護	15,753	19,147	19,747
訪問リハビリテーション	1,879	1,880	1,880
居宅療養管理指導	1,386	1,517	1,517
通所介護	99,700	103,699	103,699
通所リハビリテーション	10,847	9,886	9,886
短期入所生活介護	20,757	23,357	23,459
短期入所療養介護	939	940	940
福祉用具貸与	17,142	18,598	18,688
特定福祉用具購入	300	300	300
住宅改修	800	800	800
特定施設入居者生活介護	2,253	2,254	2,254
<b>施設サービス</b>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	21,012	22,281	22,281
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
<b>施設サービス</b>			
介護老人福祉施設	66,845	69,665	72,448
介護老人保健施設	43,513	46,848	46,848
介護医療院	3,018	3,020	6,040
介護療養型医療施設	791	791	0
<b>居宅介護支援</b>			
居宅介護支援	17,812	19,794	19,617
<b>介護給付費計</b>	<b>357,494</b>	<b>380,072</b>	<b>386,984</b>

## 2 介護予防サービス給付費

給付費（千円）	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
<b>介護予防サービス</b>			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	83	83	83
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	36	36	36
介護予防通所リハビリテーション	942	942	942
介護予防短期入所生活介護	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	982	982	982
特定介護予防福祉用具購入	188	188	188
介護予防住宅改修	649	649	649
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
<b>地域密着介護予防サービス</b>			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
<b>介護予防支援</b>			
介護予防支援	747	748	748
<b>介護予防給付費計</b>	<b>3,627</b>	<b>3,628</b>	<b>3,628</b>

## 3 総給付費

給付費（千円）	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
<b>総給付費（介護給付費＋介護予防給付費）</b>	<b>361,121</b>	<b>383,700</b>	<b>390,612</b>

## 2 標準給付費および地域支援事業費の見込み

### 1 標準給付費

給付費（円）	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
総給付費	361,121,000	383,700,000	390,612,000	1,135,433,000
特定入所者介護 サービス費等給付額	6,569,986	6,427,630	6,460,070	19,457,686
高額介護サービス費等給付額	4,482,311	4,710,686	4,732,596	13,925,593
高額医療合算介護 サービス費等給付額	841,166	875,499	888,374	2,605,039
算定対象審査支払手数料	469,860	489,048	496,182	1,455,090
<b>標準給付費</b>	<b>373,484,323</b>	<b>396,202,863</b>	<b>403,189,222</b>	<b>1,172,876,408</b>

### 2 地域支援事業費

給付費（円）	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
<b>地域支援事業費</b>	<b>17,086,035</b>	<b>17,187,494</b>	<b>17,408,860</b>	<b>51,682,389</b>
介護予防・日常生活支援総合事業費	10,593,460	10,639,684	10,740,537	31,973,681
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	5,161,787	5,205,699	5,301,510	15,668,996
包括的支援事業（社会保障充実分）	1,330,788	1,342,111	1,366,813	4,039,712

**【介護予防・日常生活支援総合事業】**

給付費（円）	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合 計
訪問介護 相当サービス	1,080,000	1,080,000	1,080,000	3,240,000
(利用者数:人)	(7)	(7)	(7)	(21)
訪問型サービスA	0	0	0	0
(利用者数:人)	(0)	(0)	(0)	(0)
訪問型サービスB	0	0	0	0
訪問型サービスC	0	0	0	0
訪問型サービスD	0	0	0	0
訪問型サービス(その他)	0	0	0	0
通所介護 相当サービス	3,360,000	3,360,000	3,360,000	10,080,000
(利用者数:人)	(13)	(13)	(13)	(39)
通所型サービスA	0	0	0	0
(利用者数:人)	(0)	(0)	(0)	(0)
通所型サービスB	0	0	0	0
通所型サービスC	0	0	0	0
通所型サービス(その他)	0	0	0	0
栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0	0
定期的な安否確認、緊急時の対応、 住民ボランティア等の見守り	0	0	0	0
その他、訪問型サービス・通所型 サービスの一体的提供等	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	720,000	720,000	720,000	2,160,000
介護予防把握事業	0	0	0	0
介護予防普及啓発事業	2,945,507	2,970,566	3,025,239	8,941,312
地域介護予防活動支援事業	2,467,526	2,488,518	2,534,319	7,490,363
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援 事業	0	0	0	0
上記以外の介護予防・日常生活 総合事業	20,427	20,600	20,979	62,006

**【包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業】**

給付費（円）	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合 計
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	3,384,678	3,413,472	3,476,297	10,274,447
任意事業	1,777,109	1,792,227	1,825,213	5,394,549

【包括的支援事業（社会保障充実分）】

給付費（円）	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合 計
在宅医療・介護連携推進事業	51,066	51,501	52,449	155,016
生活支援体制整備事業	91,919	92,701	94,408	279,028
認知症初期集中支援推進事業	893,661	901,264	917,852	2,712,777
認知症地域支援・ケア向上事業	0	0	0	0
認知症サポーター活動促進・ 地域づくり推進事業	0	0	0	0
地域ケア会議推進事業	294,142	296,645	302,104	892,891

### 3 サービス給付費総額

給付費（円）	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合 計
サービス給付費総額 (標準給付費＋地域支援事業費)	390,570,358	413,390,357	420,598,082	1,224,558,797



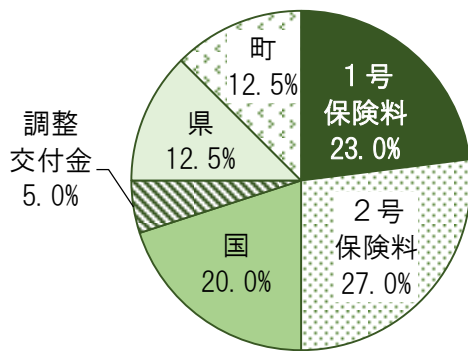
### 3 第1号被保険者の保険料の推計

#### 1 保険給付費の財源構成

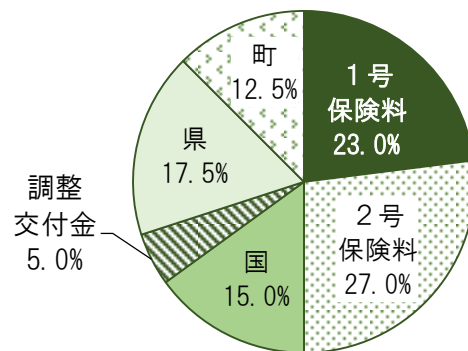
介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分（10%※）を除いた標準給付費について、原則として50%を被保険者の保険料で負担し、残りの50%を公費で負担します。また、被保険者の保険料のうち、原則として23%を第1号被保険者（65歳以上）、27%を第2号被保険者（40～64歳）が負担することになります。第7期計画以降は、高齢化の進展に伴い、第1号被保険者の負担率が第6期計画の22%から23%に改正されました。

#### 【財源構成】

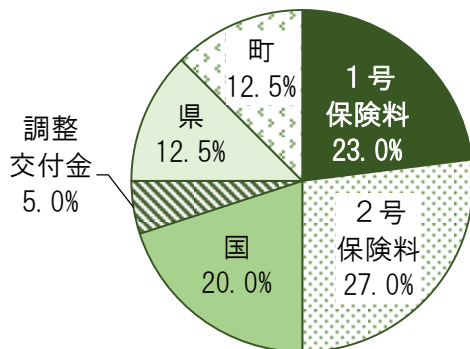
《保険給付費》



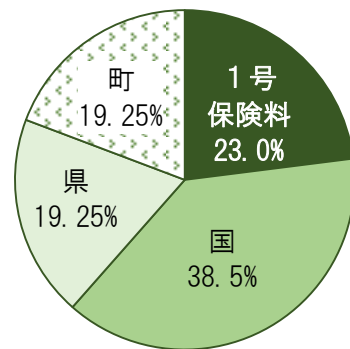
《施設等給付費》



《介護予防・日常生活支援総合事業》



《包括的支援事業・任意事業》



※第7期計画以降は、一定以上の所得のある方（前年の合計所得金額が160万円以上、年金収入で単身280万円以上、夫婦346万円以上）の利用者負担の割合は20%、さらに現役並みの所得のある方（「合計所得金額（給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額）220万円以上」かつ「年金収入＋その他合計所得金額340万円以上（単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上）」）30%負担（ただし、月額44,400円の負担の上限あり）となります。

第1号被保険者：介護保険制度で定められた区分において65歳以上の者を指し、要介護・要支援認定を受けた際には、介護サービスを受けることができる。  
 第2号被保険者：介護保険制度で定められた区分において、医療保険に加入している40歳以上65歳未満の者を指し、加齢に伴う特定の疾病により要介護・要支援認定を受けた場合は介護サービスを受けることができる。

## 2 保険料収納必要額の算定

保険料については、計画期間のサービス給付に必要な総額を基に算定します。当町の第8期計画期間におけるサービス給付に必要な総額（標準給付費＋地域支援事業費）は1,224,558,797円となります。

この額に第1号被保険者の負担割合（23%※1）を乗じ、「調整交付金相当額※2」、「調整交付金の見込み額※2」、「財政安定化基金※3 拠出見込み額」、「財政安定化基金償還金」、「準備基金取り崩し額」を算出して、保険料収納必要額を計算します。

	+		×	
標準給付費見込額 1,172,876,408円		地域支援事業費 51,682,389円		第1号被保険者負担割合 23.0%
+		-	+	
調整交付金相当額 (標準給付費額の5.0%) 60,242,504円		調整交付金見込額 (交付割合：R3=5.65%、 R4=5.64%、R5=5.27%) 66,460,000円		財政安定化基金拠出見込額 (拠出率=0.0%) 0円
+		-	=	
財政安定化基金償還金 0円		準備基金取り崩し額 28,450,000円		保険料収納必要額 246,981,028円

- ※1 第7期計画以降は、第1号被保険者の負担率が第6期計画の22%から23%に改正されます。
- ※2 調整交付金の交付割合（%）の全国平均は5%ですが、市町村の後期高齢者や所得水準により、交付割合（%）が増減します。
- ※3 市町村の保険財政が、保険料収納率の低下や介護給付費の増加等で赤字になることを回避し、市町村の介護保険財政の安定を図るために都道府県が設置する基金のことです。このために市町村から徴収する拠出金を「財政安定化基金拠出金」といい、国と都道府県それぞれが市町村と同額を負担することになっています。

### 3 第1号被保険者の保険料

人口推計に基づき、当町の第1号被保険者は3年間で延べ3,925人と推計されます。

保険料の算出のために、所得段階別にみた補正を行うと、最終的な所得段階別加入割合補正後の被保険者数は3,840人となります。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
第1号被保険者数	1,293	1,304	1,328	3,925
前期(65～74歳)	655	634	621	1,910
後期(75～84歳)	400	425	461	1,286
後期(85歳以上)	238	245	246	729

	基準 所得金額	所得段階別加入者数						基準額に 対する 割合
		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	
第1段階		200	15.5	202	15.5	206	15.5	0.50
第2段階		93	7.2	94	7.2	96	7.2	0.75
第3段階		70	5.4	70	5.4	71	5.3	0.75
第4段階		265	20.5	267	20.5	272	20.5	0.90
第5段階		242	18.7	246	18.9	250	18.8	1.00
第6段階		185	14.3	186	14.3	190	14.3	1.20
第7段階	120万円	134	10.4	135	10.4	137	10.3	1.30
第8段階	210万円	51	3.9	51	3.9	52	3.9	1.50
第9段階	320万円	53	4.1	53	4.1	54	4.1	1.70
計		1,293	100.0	1,304	100.0	1,328	100.0	



所得段階別加入割合 補正後被保険者数	1,265人	1,276人	1,299人	3年間計	3,840人
-----------------------	--------	--------	--------	------	--------

算出された保険料収納必要額（246,981,028円）に、これまでの実績に基づき予定保険料収納率を99.25%と見込み、所得段階別割合補正後の被保険者数を用いて保険料基準額を算出します。

第8期計画においては、第1号被保険者の高齢者総数の増加に伴い給付費の伸びも大きくなっています。介護保険料基準月額が6,022円となりますが、高齢者の負担軽減のため、準備基金を取り崩すことで、月額を5,400円に調整しています。

保険料収納必要額	÷	予定保険料収納率	÷	所得段階別加入割合補正後 被保険者数（3年間分）
246,981,028円		99.25%		3,840人

≡	保険料基準 年額	⇒	保険料基準 月額
	64,800円		5,400円

第7期保険料月額	⇒	第8期介護保険料月額	増減率
5,090円		5,400円	6.0%

＜ 第8期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料 ＞

所得段階	対象となる方	保 険 料		
		保険料率	月 額	年 額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、または世帯全員が住民税非課税でかつ本人の年金収入が80万円以下の人	0.50 (0.30)	2,700円 (1,620円)	32,400円 (19,440円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円以下の人	0.75 (0.50)	4,050円 (2,700円)	48,600円 (32,400円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える人	0.75 (0.70)	4,050円 (3,780円)	48,600円 (45,360円)
第4段階	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる方で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	0.90	4,860円	58,320円
第5段階 (基準)	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる方で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円を超える人	1.00	5,400円	64,800円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	1.20	6,480円	77,760円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	7,020円	84,240円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	8,100円	97,200円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上の人	1.70	9,180円	110,160円

※第1段階から第3段階の保険料については、公費による軽減措置が実施されます  
(表中 ( ) 内に記載)

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 情報提供体制の強化

本計画をより効果的に推進していくためには、高齢者やその家族が、要介護（要支援）認定の申請方法や介護サービス・生活支援サービスの内容、地域包括支援センターにおける相談窓口などについて理解を深め、必要に応じて制度やサービスを選択・利用できるようになることが大切です。そのため、広報やホームページなどの複数の媒体を通して広く情報を提供し、高齢者だけでなく、町民全体が高齢者支援について知る機会を増加させていきます。

### 2 関係各課・関係機関との連携

高齢者支援に関わる課と連携を図り、課をまたぐ事業であっても情報交換を行うなど、進捗状況の把握に努めます。また、必要に応じて関係機関とも連携し、専門的な意見や協力を求めます。

### 3 地域との連携

地域において高齢者を支援していくという意識をもとに、地域とも情報交換するなど連携を強化し、高齢者のニーズの適正な把握に努めます。

### 4 県及び近隣自治体との連携

山梨県や近隣の市町村とも密に連携し、日常的・緊急時の協力体制について再確認するとともに、今後の高齢者増加に対応できる体制を整備していきます。

### 5 計画の進行管理

計画を広報誌やホームページに掲載して広く町民に周知します。

また、長期的な視点のもと、各福祉関連計画の進捗状況の定期的な点検・把握等の進行管理を行うとともに、必要な事項の協議を行い、より効果的な取組を推進していきます。

## 第7章 第2期西桂町介護給付適正化計画

### 1 計画策定の背景

介護給付の適正化は、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的としています。厚生労働省では、平成29年（2017年）7月7日付け『介護給付適正化計画』に関する指針が策定され、山梨県でも第4期山梨県介護給付適正化計画が策定予定です。

当町では、国が示した指針や県が策定した計画に基づき、当町の（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）に沿った「第1期西桂町介護給付適正化計画」を策定し、利用者に対する適切な介護サービスの確保と、その結果としての費用の効率化、さらには不適切な給付の削減を通じて、介護保険制度の信頼を高めていくとともに、必要な給付を適切に提供するための適正化事業を実施していきます。

### 2 第2期西桂町介護給付適正化計画の実施状況

#### 1 要介護認定の適正化

認定調査結果は、要介護認定における重要な資料として、介護保険認定審査会に提出されることから、全ての認定調査の事後点検を実施しました。

平成29年度 (2017年度)	新規認定件数 59件、更新認定件数 119件、変更認定件数 18件 事後点検件数 196件 100% (全数)
平成30年度 (2018年度)	新規認定件数 49件、更新認定件数 143件、変更認定件数 16件 事後点検件数 208件 100% (全数)
令和元年度 (2019年度)	新規認定件数 33件、更新認定件数 159件、変更認定件数 10件 事後点検件数 202件 100% (全数)
令和2年度 (2020年度)	新規認定件数 61件、更新認定件数 133件、変更認定件数 13件 事後点検件数 207件 100% (全数) ※R2年度見込み

介護認定審査会に提出する資料となる認定調査票を保健師が全件点検しました。認定調査票の判断基準の適正化を図るために認定調査票の点検を行い、今後も、介護認定審査会に正確な調査資料を提出するよう努めます。

## 2 ケアマネジメント等の適切化

### 適切なケアプランの推進（ケアプランチェック）

国の指針に基づき、給付適正化事業の一環として、厚生労働省作成『ケアプラン点検支援マニュアル』に添った『ケアプラン点検』を実施しました。また、居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象としたケアプラン作成等に必要な知識や技術を指導するよう努めます。

## 3 「第2期介護給付適正化計画」の位置づけ

介護給付適正化の基本は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことにあります。

このような介護給付の適正化を図ることは、利用者に対する適切な介護サービスの確保とその結果としての費用の効率化、さらには不適切な給付の削減を通じて、介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

当町においても、今後、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、包括的に支援する基盤を整えていく必要があります。

こうした中で、介護給付適正化の取組の重要性はさらに高まるものと考えられることから、これまでの実施状況等を踏まえ、より効率的・効果的な取組を継続していくこととします。

## 4 「第2期介護給付適正化計画」の期間

「第2期介護給付適正化計画」の期間は、第8期介護保険事業計画の期間との整合性を考慮し、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までとします。

なお、計画期間の中間年には必要に応じて内容の検証を行い、「第2期介護給付適正化計画」の見直しをすることができるものとします。



## 5 適正化事業の実施目標

### 1 主要5事業の取組

#### (1) 要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

##### ① 認定調査票の点検

###### 事業概要

保険者が居宅介護支援事業所等へ委託している認定調査及び直営で行う認定調査について、保険者による事後点検等を実施します。また、認定調査項目別の選択状況等について、全国の保険者と比較した分析や、合議体間の二次判定の軽重度変更率の差等の分析等を行い、格差是正等に向けた取組に努めていきます。

###### 目標

高齢者人口の増加に伴い、介護認定申請者数の増加が見込まれ、さらに介護認定審査数も増加していくことが見込まれます。このような状況の中で、引き続き認定調査票の全件点検を行っていくために、点検者の確保、育成に努めていきます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認定調査・点検実施率	100%	100%	100%

##### ② 介護認定調査員指導の実施の検討

###### 事業概要

介護認定調査員を対象に、認定調査における判断基準の適正化・平準化を図るため、実施を検討していきます。

## 目 標

介護認定者数の増加に伴い、認定調査における判断基準の適正化・平準化が求められ、調査員の継続的な指導の重要性が増大していくことから、指導内容の充実を図るよう努めていきます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認定調査員指導回数	1	1	1

## (2) ケアプランの点検

### 事業概要

居宅介護支援事業所等を対象に、利用者の自立支援に資する適切なケアプランが作成されているか、プランの確認・検討を行います。基本となる事項を介護支援専門員と確認しながら、利用者に見合った適切な介護サービスを確保し、ケアマネジメント等の質の向上に取り組んでいきます。

## 目 標

継続的にケアプランの質の向上を図るために、国が作成したケアプラン点検支援マニュアルを積極的に活用し、介護指導担当との連携を図るなどして、介護支援専門員ごとにケアプランを選定し、対面による点検及び支援を実施します。また、ケアプラン点検従事職員の外部研修や、介護支援専門員を対象とした研修等で、点検の周知と理解、資質向上に努めます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
点検及び面談（年間）	10	10	10

### (3) 住宅改修等の点検

---

#### ① 住宅改修の点検

##### 事業概要

住宅改修の点検は、理由書や見積書・写真等から判断して行いますが、事前審査と完了審査の書類等に疑義が生じた場合には、現地調査等を行い、利用者の身体の状態に見合った適切な工事への改善指導を行います。

##### 目標

事前審査や完了届による提出書類の点検を全件実施します。そのうち、改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑であるもの、提出書類や写真からは現状がわかりにくいケース等を中心に、現地調査等を実施します。また、利用者の安心・安全の確保のため、介護支援専門員や住宅改修事業者を対象とした研修等を実施して資質向上を図っていきます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
疑義が生じた改修の現地調査	1	1	1

## ② 福祉用具購入・貸与調査

### 事業概要

福祉用具利用者に対するケアプラン点検を行い、福祉用具購入の必要性や利用状況等を確認します。また、軽度者の福祉用具貸与についても、ケアプラン点検及び主治医意見書等の確認を行い、利用者に必要性があるか確認をします。

### 目 標

福祉用具購入や貸与については、必要性や利用状況等について疑義が生じた場合に、事業者に対する問い合わせ、利用者宅への訪問による実態調査、介護支援専門員への確認を実施します。さらに、購入及び軽度者の福祉用具貸与については、併せて書面等による点検を実施します。また、山梨県国民健康保険団体連合会（国保連）介護給付適正化システムにおいて、福祉用具の貸与品目の単位数が把握できるため、これを積極的に活用することを検討します。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
福祉用具購入費支給申請書及び 軽度者福祉用具貸与届添付の ケアプランチェック	全件	全件	全件

## (4) 縦覧点検・医療情報との突合

---

### 事業概要

国保連介護給付適正化システムによる縦覧点検や医療情報との突合情報から、介護報酬の不  
適正・不正な請求を発見し、給付の適正化を図ります。介護保険制度の信頼性向上のために、  
国保連のデータを活用して複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービス  
の整合性の点検を行い、不適正な請求と認められた場合には、介護報酬の返還を求めます。

### 目 標

#### ① 縦覧点検

国保連縦覧点検支援処理の委託を継続します。

①算定期間回数制限縦覧チェック一覧表、②重複請求縦覧チェック、③居宅介護支援請求に  
おけるサービス実施状況一覧表、④単独請求明細書における準受付チェック一覧表の4帳票の  
点検等について国保連への業務委託を現状どおり実施し、不適正な請求と認められた場合には、  
介護報酬の返還を求めます。また、その他にも効果的と考えているシステム帳票の点検の実施  
等を検討します。

#### ② 医療情報との突合

国保連への業務委託を現状どおり実施し、入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、重複  
請求の有無の確認を行います。

## (5) 介護給付費通知

---

### 事業概要

サービスの適正な利用、給付費の適正化に向けて、年4回、3ヶ月分の利用状況を本人又は家族に通知します。

### 目標

引き続き、在宅サービス利用者に介護給付費通知書を送付し、利用したサービスの内容とその自己負担額を利用者自身が確認することで、給付適正の効果を上げていきます。また、利用者に単に通知を送付するだけでなく、対象者や対象サービスの絞込みをすることや、利用者の理解を求めやすい適切な送付時期の工夫をする等、効果が上がる実施方法を検討していきます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
給付明細発送回数	4回	4回	4回

## (6) 給付実績の活用

---

### 事業概要

上記、給付適正化主要5事業に加えて、国保連合会介護給付適正化システムの帳票のうち、国から活用頻度が高いとされた3帳票、①介護支援専門員あたり給付管理票作成状況一覧表、②支給限度額一定割合超一覧表、③認定調査状況と利用サービス不一致一覧表、と国保中央会が薦める④通所サービス請求状況一覧表の中から効果的な帳票の点検実施を検討します。また、その他にも、効果的と考えるシステム帳票の点検の実施等を検討します。

## 2 指導監督に関する取組

### (1) 集団指導

#### 事業概要

制度趣旨の理解や適正な請求事務、指定基準や関連法令等の周知等、必要な指導の内容に応じて、講習形式で事業者への指導を実施します。地域密着型サービス全体の集団指導を年1回、サービス種別ごとの集団指導を必要に応じて実施します。

#### 目標

利用者のニーズの多様化により、各事業所におけるコンプライアンスやリスクマネジメントの強化が求められています。集団指導において、介護保険法令以外の関係法令等の周知も併せて実施します。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
事業所集団指導開催数	1回	1回	1回

### (2) 実地指導・監査

#### 事業概要

町内の介護保険事業者を対象に、定期的に実地指導を実施し、適正な運営の確保及びサービスの質の向上を図ります。また、監査は運営基準違反や不正請求等が疑われる場合に実施し、是正、改善を求めます。

#### 目標

利用者のニーズの多様化に伴い、事業者のサービスの多様化や質の向上が求められます。基準法令等を念頭に置き、他法令等に関するサービス内容にも柔軟に指導助言等ができるよう努めていきます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実地指導件数	1回	1回	1回

### (3) 相談・苦情対応体制の充実

---

#### 事業概要

町又は国保連に寄せられた苦情・通報情報の適切な把握及び分析を行い、効率的に事業者に対する指導監督を実施します。相談内容も多様化していることから、的確な問題の把握や、適切な事業者指導を行うことができるよう努めます。また、相談・苦情内容に応じて他の相談機関に適切につなぐことができる体制を整備するよう努めます。

### (4) サービス提供中の事故の抑制

---

#### 事業概要

事業所から提出される事故報告や事業者への事情聴取をもとに事故原因を分析し、その内容を踏まえた指導監督の実施を検討します。

### (5) 不当請求あるいは誤請求の多い事業者への重点的な指導

---

#### 事業概要

国保連の審査において、返戻及び減額等の請求が多い事業者に対して、重点的な指導監督の実施を検討します。

### (6) 受給者から提供された情報の活用

---

#### 事業概要

受給者等から寄せられた架空請求や過剰請求等の情報に基づき、県と合同又は町で監査の実施を検討します。



### 3 制度の周知

---

西桂町ホームページを活用し、給付適正化の意義や取組について周知を検討します。

また、給付費通知のお知らせ欄を活用し、介護保険利用者を対象に、介護給付適正化事業について周知を検討します。

### 4 その他の事業

---

国作成の効果的な取組事例の情報や、適正化マニュアルの活用を検討します。



## 資料編

### 1 西桂町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画懇話会設置要綱

平成11年12月21日西桂町訓令第8号

改正 平成18年2月27日訓令第1号

平成20年3月17日訓令第1号

令和2年3月31日訓令第14号

(目的)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に規定する市町村老人福祉計画(以下「高齢者保健福祉計画」という。)並びに介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に規定する市町村介護保険事業計画(以下「介護保険事業計画」という。)の策定に当たり、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者及び被保険者の積極的な参加を求めため、西桂町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 懇話会は、西桂町地域包括支援センター運営協議会(以下「協議会」という。)の委員をもって構成する。

(任期)

第3条 懇話会の任期は協議会の委員の任期を適用する。

(所掌事務)

第4条 懇話会は、町長の諮問を受け次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) その他計画策定に必要と認める事項に関すること。

(役員)

第5条 懇話会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 懇話会に会長及び副会長を置く。
- (2) 会長及び副会長は、協議会の会長及び副会長をもって充てる。
- (3) 会長は懇話会を代表し会務を総理する。
- (4) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 会議は、会長が招集し主宰する。
- (2) 会長は、必要があると認めるときは会議に構成員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 庶務は、福祉保健課において処理する。

(その他)

第8条 その他必要なことを別途定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年12月21日から施行する。
- 2 西桂町老人保健福祉計画策定懇話会設置要綱(平成5年西桂町訓令第8号)は、廃止する。

附 則(平成18年2月27日西桂町訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、西桂町地域包括支援センター運営協議会設置要綱の施行日から適用する。

附 則(平成20年3月17日西桂町訓令第1号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日西桂町訓令第14号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

第8期 西桂町  
高齢者保健福祉計画  
介護保険事業計画  
令和3年(2021年)3月

発行：西桂町 福祉保健課  
〒403-0021 山梨県南都留郡西桂町下暮地 915-7  
電話：0555-25-4000  
FAX：0555-25-3574